

履 修 案 内

～ 平成 29 年度 ～

修士課程看護学専攻
博士課程ヒューマンヘルスケア学専攻

山梨大学大学院医工農学総合教育部

目 次

1. 修士課程看護学専攻

修士課程看護学専攻履修の手引き	1
その他の連絡事項	3
平成29年度大学院修士課程看護学専攻行事予定	4
修士課程授業科目一覧	5
授業時間割表	6
大学院共通科目 授業日程表	7

2. 博士課程ヒューマンヘルスケア学専攻

博士課程ヒューマンヘルスケア学専攻履修の手引き	8
その他の連絡事項	10
平成29年度大学院博士課程ヒューマンヘルスケア学専攻行事予定	11
授業時間割表	12
生命倫理学・環境心理学特論 授業日程表	14
授業科目及び単位数	15
授業科目及び担当教員	16

3. 修士論文関係

看護学専攻修士論文審査手続の要領	18
------------------	----

4. 博士論文関係

ヒューマンヘルスケア学専攻博士論文審査手続の要領	20
--------------------------	----

5. 関係諸規程

山梨大学大学院学則	24
山梨大学学位細則	42
山梨大学大学院医工農学総合教育部細則	46
山梨大学大学院医工農学総合教育部 GPA 制度に関する要項	54
修士課程看護学専攻学位論文審査要項	56
博士課程医学工学融合領域学位論文審査要項	59
博士課程医学工学融合領域ヒューマンヘルスケア学専攻学位審査実施要領	66
山梨大学大学院研究生細則	68
山梨大学大学院医工農学総合教育部 修士課程看護学専攻長期履修学生制度細則	70
山梨大学大学院医工農学総合教育部博士課程医学工学融合領域 ヒューマンヘルスケア学専攻長期履修学生制度細則	74

6. 各委員会申合せ事項

学位論文中間審査について	78
ヒューマンヘルスケア学特別演習報告書の提出について	78
学位論文中間審査の流れについて	79

修士課程看護学専攻

修士課程看護学専攻履修の手引き

1. 修士課程看護学専攻の修了要件は次のとおりである。

- ① 2年以上在学すること。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、当該課程に1年以上在学すれば足りるものとする。
- ② 看護学専攻授業科目から30単位以上を修得すること。
- ③ 必要な研究指導を受けること。
- ④ 修士論文を提出し、その審査及び最終試験に合格すること。

2. 履修方法

(1) 必要単位数及び履修方法について

- ① 看護学専攻授業科目は、別紙「授業科目一覧」のとおり大学院共通科目、専門科目及び専攻共通科目または専門科目からなり、この中から修了に必要な30単位以上を修得すること。
 - ② 30単位のうち、大学院共通科目から2単位以上、各自の主教育・研究領域科目の講義2単位、演習6単位、特別研究12単位、計22単位が必修単位となる。
 - ③ 主教育・研究領域以外の科目は選択科目となり、共通・専門の別を問わず、8単位以上を修得すること。
- ※選択科目として「演習」を履修する者は、前期において当該演習科目の「特論」を履修しておくこと。(例えば、主教育・研究領域が「基礎看護学」で、「臨床看護学演習」の履修を希望する者は、前期において「臨床看護学特論」を履修しておかなければならない。)

専攻名	科目区分	必修・選択の別	授業区分	必要単位数
看護学専攻	大学院共通科目	必修	講義	1単位
		選択必修	講義	1単位
	専門科目	選択必修	講義	2単位
			演習	6単位
			特別研究	12単位
	専攻共通科目 又は専門科目	選択	講義及び演習	8単位以上
合 計				30単位以上

(2) 履修申告について

- ① 履修科目が決定したら「履修科目申告書」により、学務課大学院担当に申告すること。平成29年度の履修科目申告書提出期限は**4月10日(月)**である。
- ② 申告後に履修科目を変更する場合には、指導教員及び各授業担当教員の承認を得たうえ、速やかに学務課大学院担当に報告すること。
- ③ 申告しない科目については履修できない場合もあるので注意すること。
- ④ 修了年次には、主専攻科目の特別研究を履修すること。なお、その他の講義・演習科目の履修も可能とする。ただし、修了年次において授業を履修する場合も、上記①の「履修科目申告書」を提出すること。

⑤履修申告に関する留意事項

- ・社会人が仕事をしながら履修できるよう、昼間の開講科目を夜間にも行う。同じ科目については昼夜のどちらの時間を選択しても良いが、昼夜のどちらか一方のみ開講になる場合がある。
- ・授業時間割表と実際の開講時間に変更となる場合があるので、履修申告にあたっては担当教員に事前に確認しておくこと。

⑥履修科目申告書提出先：

学務課教務グループ大学院担当（医学部キャンパス）

電話055-273-9627（直通）、F A X 055-273-6742

（３）学位論文の中間発表会

- ①修士課程看護学専攻に１年以上在学し、規定の授業科目を修得した者は、主指導教員の承認を得た上、原則として公開形式の発表を行う。
- ②発表内容は、学位論文の進捗状況（研究計画の内容及び進捗状況）とする。
- ③中間発表会の日程は、平成２９年５月１６日（火）の予定である。
詳細は「修士論文審査手続の要領」を参照すること。

その他の連絡事項

1. 各種届出について

住所変更、改姓(住民票等旧姓が確認できる書類を添付すること)、保証人の変更等がある場合は、当該事項の発生次第、速やかに学務課へ届け出ること。

2. 休・退学の願い出について

休学及び退学しようとする日の1ヶ月前までに申し出ること。休学及び退学は授業料を納入した後でなければ、手続きがとれないので注意すること。

3. 学生への連絡方法

授業の休講、教室変更、奨学金・授業料免除等の連絡事項は、C N S (<https://cns.yamanashi.ac.jp>) (学外からも利用可能) にて掲示するので、定期的に確認すること。また、各種配付物は看護学科教育研究棟1階の大学院生用メールボックスに送付する他、重要事項は直接連絡することがある。(メールボックスは定期的に確認すること。)

4. 各種証明書の発行について

学務課窓口前に設置されている証明書自動発行機(平日 AM8:30~PM7:00)にて次の証明書を発行している。

- ・在学証明書
- ・成績証明書
- ・修了見込証明書(最終学年在籍者のみ)
- ・学割証(1人年間10枚限度)

5. 学生証の携帯について

大学院生としての身分を証明する他、大学施設を利用する場合や証明書自動発行機の実操作に必要となるので常に携帯すること。紛失した場合は直ちに学務課へ申し出ること。また再発行(有料)には3日~1週間程度の期間を要する。

6. 駐車場利用申請(医学部キャンパス)

大学構内への自動車の乗り入れは許可制(有料)になっている。自動車にて通学を希望する場合は、駐車券・パスカード受付窓口(病院1階食堂付近)にて手続き、パスカードを購入すること。また、病院駐車場には絶対に駐車しないこと。

7. その他

図書館及び保健管理センター等は学生生活案内を参照すること。その他不明な点は、学務課にて確認すること。

平成29年度 大学院修士課程看護学専攻行事予定

期	月	日	曜日	行 事 等	対 象 学 年	
					1年次	2年次以降
前 期	29年 4	1	日	学年始・前期開始	◎	◎
				健康診断 下記参照	◎	◎
		6	木	入学式(午前)	◎	
		6	木	オリエンテーション(午後)	◎	
		10	月	履修申告書提出期限	◎	◎
		12	水	授業開始	◎	◎
	5	16	火	中間発表会(午前)		◎
	7	14	金	9月修了者 修士論文提出期限		◎
	8月中旬まで			9月修了者 論文審査・最終試験		◎
	9	7	木	9月修了者 修士論文発表会(午前)		◎
		15	金	後期履修科目変更締切	◎	◎
		27	水	秋季修了式・学位記授与式		◎
		30	土	前期終了	◎	◎
後 期	10	1	日	開学記念日・後期開始	◎	◎
		2	月	後期授業開始	◎	◎
	30年 1	12	金	3月修了者 修士論文提出期限		◎
	2月中旬まで			3月修了者 論文審査・最終試験		◎
	2	15	木	3月修了者 修士論文発表会(午前)		◎
	3	23	金	修了式・学位記授与式		◎
		31	土	学年終・後期終了	◎	◎

※ 日程は変更となる場合があります。

● 健康診断日程(下記期間内の都合の良い時間に受けてください。)

○4月5日(水)

男子:13:00~14:30(14:15受付終了)

女子:14:45~15:30(15:15受付終了)

○4月7日(金)

男子: 9:15~10:45(10:30受付終了)

13:00~13:15(13:00受付終了)

女子:11:00~11:45(11:30受付終了)

13:30~15:45(15:30受付終了)

○4月6日(木)

男子: 9:00~10:30(10:15受付終了)

13:00~13:20(13:05受付終了)

女子:10:45~11:30(11:15受付終了)

13:30~14:45(14:30受付終了)

H29年度修士課程授業科目一覧^{注1)}

(平成29年度)

専攻	部門	授業科目名	履修年次	単位数			備考
				講義	演習	特別研究	
大学院 共通科目		科学者倫理	1	1			必修
		キャリアマネジメント	1	1			選択必修
		サイエンスコミュニケーション	1	1			選択必修
看護学 専攻	専攻 共通科目	看護保健統計論	1	2			
		看護環境論	1	2			
		看護教育論	1	2			
		看護研究方法論	1	2			
		看護倫理学特論	1	2			
		看護実践方法論	1	2			
		看護管理学特論	1	2			
		遺伝看護学特論	1	2			
	専門科目	基礎看護学特論	1	2			
		基礎看護学演習	1		6		
		基礎看護学特別研究	2			12	
		臨床看護学特論	1	2			
		臨床看護学演習	1		6		
		臨床看護学特別研究	2			12	
		地域看護学特論	1	2			
		地域看護学演習	1		6		
		地域看護学特別研究	2			12	
		高齢者看護学特論	1	2			
		高齢者看護学演習	1		6		
		高齢者看護学特別研究	2			12	
		精神看護学特論	1	2			
		精神看護学演習	1		6		
		精神看護学特別研究	2			12	
		感染看護学特論	1	2			
		感染看護学演習	1		6		
		感染看護学特別研究	2			12	
		産業保健看護学特論	1	2			
		産業保健看護学演習	1		6		
		産業保健看護学特別研究	2			12	
		排泄看護学特論	1	2			
		排泄看護学演習	1		6		
		排泄看護学特別研究	2			12	
		国際看護学特論	1	2			
		国際看護学演習	1		6		
		国際看護学特別研究	2			12	
		母性看護学特論	1	2			
		母性看護学演習	1		6		
		母性看護学特別研究	2			12	
		小児看護学特論	1	2			
		小児看護学演習	1		6		
		小児看護学特別研究	2			12	

注1): 各授業科目の概要及び担当教員は「電子シラバス」を参照して下さい。

平成29年度医工農学総合教育部 修士課程看護学専攻 授業時間割

【前期】

曜日	1時限(9:00～10:30)			2時限(10:40～12:10)			3時限(13:10～14:40)			4時限(14:50～16:20)			5時限(16:30～18:00)			6時限(18:10～19:40)			7時限(19:50～21:20)		
	部門	科 目	科目コード	部門	科 目	科目コード	部門	科 目	科目コード	部門	科 目	科目コード	部門	科 目	科目コード	部門	科 目	科目コード	部門	科 目	科目コード
月										● 臨床看護学特論 ● 精神看護学特論 ● 排泄看護学特論	GSN502A GSN508A GSN514A		● 高齢者看護学特論 ● 国際看護学特論	GSN506A GSN516A		● 臨床看護学特論 ● 精神看護学特論 ● 地域看護学特論 ● 感染看護学特論 ● 産業保健看護学特論 ● 排泄看護学特論 ● 国際看護学特論	GSN502B GSN508B GSN504B GSN510B GSN512B GSN514B GSN516B		● 高齢者看護学特論	GSN506B	
火										◎ 看護倫理学特論 ◎ 遺伝看護学特論 ● 小児看護学特論 ● 地域看護学特論	GNC504A GNC508A GSN520A GSN504A		◎ 看護研究方法論	GNC506A		◎ 看護倫理学特論	GNC504B		◎ 遺伝看護学特論	GNC508B	
水													● 母性看護学特論	GSN518A		◎ 看護研究方法論	GNC506B		● 母性看護学特論 ● 小児看護学特論	GSN518B GSN520B	
木										◎ 看護保健統計論	GNC500A		● 基礎看護学特論 ● 感染看護学特論	GSN500A GSN510A		◎ 看護環境論	GNC501B		● 基礎看護学特論	GSN500B	
金										◎ 看護環境論	GNC501A		● 産業保健看護学特論	GSN512A		◎ 看護保健統計論	GNC500B				

【後期】

曜日	1時限(9:00～10:30)			2時限(10:40～12:10)			3時限(13:10～14:40)			4時限(14:50～16:20)			5時限(16:30～18:00)			6時限(18:10～19:40)			7時限(19:50～21:20)		
	部門	科 目	科目コード	部門	科 目	科目コード	部門	科 目	科目コード	部門	科 目	科目コード	部門	科 目	科目コード	部門	科 目	科目コード	部門	科 目	科目コード
月							● 基礎看護学演習	GSN501A	● 基礎看護学演習	GSN501A	● 基礎看護学演習	GSN501A	● 基礎看護学演習	GSN501B	● 基礎看護学演習	GSN501B	● 基礎看護学演習	GSN501B	● 基礎看護学演習	GSN501B	
							● 臨床看護学演習	GSN503A	● 臨床看護学演習	GSN503A	● 臨床看護学演習	GSN503A	● 臨床看護学演習	GSN503B	● 臨床看護学演習	GSN503B	● 臨床看護学演習	GSN503B	● 臨床看護学演習	GSN503B	
							● 精神看護学演習	GSN509A	● 精神看護学演習	GSN509A	● 精神看護学演習	GSN509A	● 精神看護学演習	GSN505B	● 精神看護学演習	GSN505B	● 精神看護学演習	GSN505B	● 精神看護学演習	GSN505B	
							● 感染看護学演習	GSN511A	● 感染看護学演習	GSN511A	● 感染看護学演習	GSN511A	● 感染看護学演習	GSN509B	● 感染看護学演習	GSN509B	● 感染看護学演習	GSN509B	● 感染看護学演習	GSN509B	
							● 産業保健看護学演習	GSN513A	● 産業保健看護学演習	GSN513A	● 産業保健看護学演習	GSN513A	● 産業保健看護学演習	GSN511B	● 産業保健看護学演習	GSN511B	● 産業保健看護学演習	GSN511B	● 産業保健看護学演習	GSN511B	
							● 排泄看護学演習	GSN515A	● 排泄看護学演習	GSN515A	● 排泄看護学演習	GSN515A	● 排泄看護学演習	GSN513B	● 排泄看護学演習	GSN513B	● 排泄看護学演習	GSN513B	● 排泄看護学演習	GSN513B	
							● 国際看護学演習	GSN517A	● 国際看護学演習	GSN517A	● 国際看護学演習	GSN517A	● 国際看護学演習	GSN515B	● 国際看護学演習	GSN515B	● 国際看護学演習	GSN515B	● 国際看護学演習	GSN515B	
							● 母性看護学演習	GSN519A	● 母性看護学演習	GSN519A	● 母性看護学演習	GSN519A	● 母性看護学演習	GSN517B	● 母性看護学演習	GSN517B	● 母性看護学演習	GSN517B	● 母性看護学演習	GSN517B	
							● 小児看護学演習	GSN521A	● 小児看護学演習	GSN521A	● 小児看護学演習	GSN521A	● 小児看護学演習	GSN519B	● 小児看護学演習	GSN519B	● 小児看護学演習	GSN519B	● 小児看護学演習	GSN519B	
火							● 高齢者看護学演習	GSN507A	● 高齢者看護学演習	GSN507A	◎ 看護教育論	GNC503A	◎ 看護教育論	GNC503B	● 基礎看護学演習	GSN501B	● 基礎看護学演習	GSN501B	● 基礎看護学演習	GSN501B	
											● 高齢者看護学演習	GSN507A		● 高齢者看護学演習	GSN507B	● 臨床看護学演習	GSN503B	● 臨床看護学演習	GSN503B		
															● 地域看護学演習	GSN505B	● 地域看護学演習	GSN505B	● 地域看護学演習	GSN505B	
															● 精神看護学演習	GSN509B	● 精神看護学演習	GSN509B	● 精神看護学演習	GSN509B	
															● 感染看護学演習	GSN511B	● 感染看護学演習	GSN511B	● 感染看護学演習	GSN511B	
															● 産業保健看護学演習	GSN513B	● 産業保健看護学演習	GSN513B	● 産業保健看護学演習	GSN513B	
															● 排泄看護学演習	GSN515B	● 排泄看護学演習	GSN515B	● 排泄看護学演習	GSN515B	
															● 国際看護学演習	GSN517B	● 国際看護学演習	GSN517B	● 国際看護学演習	GSN517B	
															● 母性看護学演習	GSN519B	● 母性看護学演習	GSN519B	● 母性看護学演習	GSN519B	
水								◎ 看護管理学特論	GNC507A			◎ 看護管理学特論	GNC507B	● 小児看護学演習	GSN521B	● 小児看護学演習	GSN521B	● 小児看護学演習	GSN521B		
木	● 地域看護学演習	GSN505A	● 地域看護学演習	GSN505A	● 地域看護学演習	GSN505A				◎ 看護実践方法論	GNC505A	◎ 看護実践方法論	GNC505B	● 高齢者看護学演習	GSN507B	● 高齢者看護学演習	GSN507B	● 高齢者看護学演習	GSN507B		
金																					

備考 ・部門欄の◎印は専攻共通科目、●印は専門科目を示す。
・後期の演習は昼間開講3コマ又は夜間開講3コマのいずれかを履修すること。
・開講日は都合により変更となることがある。詳細は授業担当教員に確認すること。

平成29年度 医工農学総合教育部 大学院共通科目
「科学者倫理」「サイエンスコミュニケーション」授業日程表

日付	曜日	授業時間	授業科目名	担当教員	授業場所
4月18日	火	18：10～19：40	科学者倫理②	中尾 篤人 教授	講義棟1階 1103講義室
5月30日		18：10～19：40	科学者倫理①	宮澤 恵二 教授	
7月4日	火	18：10～19：40	科学者倫理⑧	中尾 篤人 教授	講義棟1階 1103講義室
10月4日	水	18：10～19：40	サイエンスコミュニケーション①	中尾 篤人 教授	講義棟1階 1103講義室
		19：50～21：20	サイエンスコミュニケーション②		
10月11日	水	18：10～19：40	サイエンスコミュニケーション③	中尾 篤人 教授	講義棟1階 1103講義室
		19：50～21：20	サイエンスコミュニケーション④		
10月18日	水	18：10～19：40	サイエンスコミュニケーション⑤	中尾 篤人 教授	講義棟1階 1103講義室
		19：50～21：20	サイエンスコミュニケーション⑥		
10月25日	水	18：10～19：40	サイエンスコミュニケーション⑦	中尾 篤人 教授	講義棟1階 1103講義室
		19：50～21：20	サイエンスコミュニケーション⑧		

「科学者倫理」は、修士課程 大学院共通科目の必修科目です。

「サイエンスコミュニケーション」は、大学院共通科目の選択必修科目です。

※キャリアマネジメントは、甲府キャンパスで開講します。

時間割表については、山梨大学ホームページ→在学生の方→修学案内→学生便覧・時間割表、電子シラバスで確認をお願いします。

博士課程

ヒューマンヘルスケア学専攻

博士課程ヒューマンヘルスケア学専攻履修の手引き

1. 博士課程ヒューマンヘルスケア学専攻の修了要件は次のとおりである。

- ① 3年以上在学すること。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、当該課程に1年以上在学すれば足りるものとする。
- ② ヒューマンヘルスケア学専攻授業科目から16単位以上を修得すること。
- ③ 必要な研究指導を受けること。
- ④ 中間審査に合格すること。
- ⑤ 博士論文を提出し、その審査及び最終試験に合格すること。

2. 履修方法

(1) 必要単位数及び履修方法について

- ① ヒューマンヘルスケア学専攻授業科目は、別紙「授業科目及び単位数」のとおりであるが、この中から修了に必要な16単位以上を修得すること。
- ② 16単位のうち、共通必修科目2単位、各自の主教育・研究領域科目の講義2単位、特別演習2単位、特別研究4単位、計10単位が必修単位である。
- ③ 主教育・研究領域科目以外の科目は選択科目であり、6単位以上を修得すること。

専攻名	必修・選択の別	授業区分	必要単位数
ヒューマンヘルスケア学専攻	必修	講義	2単位
	選択必修	講義	2単位
		特別演習	2単位
		特別研究	4単位
	選択	講義	6単位以上
	合計		16単位以上

(注)選択必修は研究テーマに関連するもの。特別研究では、指導教員のもとで、ヒューマンヘルスケアとしての看護学の研究課題を探究し、独創的で実践的な成果を生み出すための研究を行う。

(2) 履修申告について

- ① 履修科目が決定したら「履修科目申告書」により、学務課大学院担当へ申告すること。平成29年度の履修科目申告書提出期限は、**4月10日（月）**である。

②申告後に履修科目を変更する場合は、指導教員及び各授業担当教員の承認を得たうえ、速やかに学務課大学院担当へ報告すること。

③申告しない科目については履修できない場合もあるので注意すること。

④修了年次には、主教育・研究領域科目の特別研究を履修すること。なお、その他の講義・演習科目の履修も可能とする。ただし、修了年次において授業を履修する場合も、上記①の「履修科目申告書」を提出すること。

⑤履修申告に関する留意事項

- ・社会人が仕事をしながら履修できるよう、昼間の開講科目を夜間にも行う。同じ科目については昼夜のどちらの時間を選択してもよいが、昼夜のどちらか一方のみ開講になる場合がある。
- ・授業時間割と実際の開講科目が変更になる場合があるので、履修申告にあたっては担当教員に事前に確認しておくこと。

⑥提出先：学務課教務グループ大学院担当（医学部キャンパス）

電話 055-273-9627（直通）、FAX055-273-6742

3. 学位論文の中間審査の受験

①ヒューマンヘルスケア学専攻の学生は、規定に基づき学位論文中間審査（以下「中間審査」という）を受験しなければならない。中間審査を受験できる者は、博士課程に1年以上在学し、規定の授業科目を12単位以上修得した者及び修得見込みの方。

②中間審査を受験しようとする方は、主指導教員の承認を得た上、医工農学総合教育部長に学位論文中間審査申請書を提出するものとする。

③学位論文の中間審査は、次に掲げる事項について行う。

- ・養成しようとする人材にふさわしい学識
- ・学位論文の進捗状況(研究計画の内容及び進捗状況)

④学位論文の中間審査の実施時期は申請後別途通知する。

その他の連絡事項

1. 各種届出について

住所変更、改姓(住民票等旧姓が確認できる書類を添付すること)、保証人の変更等がある場合は、当該事項の発生次第、速やかに学務課へ届け出ること。

2. 休・退学の願い出について

休学及び退学しようとする日の1ヶ月前までに申し出ること。休学及び退学は授業料を納入した後でなければ、手続きがとれないので注意すること。

3. 学生への連絡方法

授業の休講、教室変更、奨学金・授業料免除等の連絡事項は、C N S (<https://cns.yamanashi.ac.jp>) (学外からも利用可能) にて掲示するので、定期的に確認すること。また、各種配付物は看護学科教育研究棟1階の大学院生用メールボックスに送付する他、重要事項は直接連絡することがある。(メールボックスは定期的に確認すること。)

4. 各種証明書の発行について

学務課窓口前に設置されている証明書自動発行機(平日 AM8:30~PM7:00)にて次の証明書を発行している。

- ・在学証明書
- ・成績証明書
- ・修了見込証明書(最終学年在籍者のみ)
- ・学割証(1人年間10枚限度)

5. 学生証の携帯について

大学院生としての身分を証明する他、大学施設を利用する場合や証明書自動発行機の操作に必要となるので常に携帯すること。紛失した場合は直ちに学務課へ申し出ること。また再発行(有料)には3日~1週間程度の期間を要する。

6. 駐車場利用申請(医学部キャンパス)

大学構内への自動車の乗り入れは許可制(有料)になっている。自動車にて通学を希望する場合は、駐車券・パスカード受付窓口(病院1階食堂付近)にて手続き、パスカードを購入すること。また、病院駐車場には絶対に駐車しないこと。

7. その他

図書館及び保健管理センター等は学生生活案内を参照すること。その他不明な点は、学務課にて確認すること。

平成29年度 大学院博士課程ヒューマンヘルスケア学専攻行事予定

期	月	日	曜日	行 事 等	対 象 学 年		
					1年次	2年次	3年次以降
前 期	29年 4	1	土	学年始・前期開始	◎	◎	◎
				健康診断 下記参照	◎	◎	◎
		6	木	入学式(午前)	◎		
		6	木	オリエンテーション(午後)	◎		
		10	月	履修申告書提出期限	◎	◎	◎
		12	水	授業開始	◎	◎	◎
	6	9	金	9月修了者博士論文提出期限			◎
	8月中旬まで			9月修了者博士論文発表会・最終試験			◎
	9	15	金	後期履修科目変更締切	◎	◎	◎
		27	水	秋季修了式・学位記授与式			◎
		30	土	前期修了	◎	◎	◎
後 期	10	1	日	開学記念日・後期開始	◎	◎	◎
		2	月	後期授業開始	◎	◎	◎
	12	8	金	3月修了者博士論文提出期限			◎
	2月中旬まで			3月修了者博士論文発表会・最終試験			◎
	30年 3	23	金	修了式・学位記授与式			◎
		31	土	学年終・後期終了	◎	◎	◎

※ 日程は変更となる場合があります。

● 健康診断日程(下記期間内の都合の良い時間に受けてください。)

○4月5日(水)

男子: 13:00～14:30(14:15受付終了)

女子: 14:45～15:30(15:15受付終了)

○4月6日(木)

男子: 9:00～10:30(10:15受付終了)

13:00～13:20(13:05受付終了)

女子: 10:45～11:30(11:15受付終了)

13:30～14:45(14:30受付終了)

○4月7日(金)

男子: 9:15～10:45(10:30受付終了)

13:00～13:15(13:00受付終了)

女子: 11:00～11:45(11:30受付終了)

13:30～15:45(15:30受付終了)

平成29年度 3年博士課程ヒューマンヘルスケア学専攻 授業時間割 (1年次生)

【前期】

曜日	1時限(9:00～10:30)			2時限(10:40～12:10)			3時限(13:10～14:40)			4時限(14:50～16:20)			5時限(16:30～18:00)			6時限(1810～19:40)			7時限(19:50～21:20)		
	部門	科目 (担当教員)	科目コード	部門	科目 (担当教員)	科目コード	部門	科目 (担当教員)	科目コード	部門	科目 (担当教員)	科目コード	部門	科目 (担当教員)	科目コード	部門	科目 (担当教員)	科目コード	部門	科目 (担当教員)	科目コード
月										● 臨床看護学特論 坂本	413010A								● 臨床看護学特論 坂本	413010B	
										● 精神保健看護学特論 水野	413095A								● 精神保健看護学特論 水野	413095B	
火				● 母性看護学特論 小林	413021A					● 国際保健看護学特論 宮本	413046A					● 高齢者看護学特論 谷口	413041B		● 母性看護学特論 小林	413021B	
				● 小児看護学特論 石川	413022A														● 小児看護学特論 石川	413022B	
				● 遺伝看護学特論 中込	413023A														● 遺伝看護学特論 中込	413023B	
																			● 国際保健看護学特論 宮本	413046B	
水				● 高齢者看護学特論 谷口	413041A		● 健康人間学特論 田辺、相原	413050A								○ 生命倫理学・環境心理学特論【前半】 科目コード:410510B 竹田、宮澤、宇賀、布村、石黒			● 保健教育学特論【後半】 科目コード:413080B 宮村		
木				● 基礎看護学特論 浅川	413000A		● 保健教育学特論 宮村	413080A								● 基礎看護学特論 浅川	413000B		● 健康人間学特論 田辺、相原	413050B	
金																					

【後期】

曜日	1時限(9:00～10:30)			2時限(10:40～12:10)			3時限(13:10～14:40)			4時限(14:50～16:20)			5時限(16:30～18:00)			6時限(1810～19:40)			7時限(19:50～21:20)		
	部門	科目 (担当教員)	科目コード	部門	科目 (担当教員)	科目コード	部門	科目 (担当教員)	科目コード	部門	科目 (担当教員)	科目コード	部門	科目 (担当教員)	科目コード	部門	科目 (担当教員)	科目コード	部門	科目 (担当教員)	科目コード
月																					
火													● バリヤーフリーデザイン学特論 齊藤、吉田	413100A		● バリヤーフリーデザイン学特論 齊藤、吉田	413100B				
水				● ユニバーサルデザイン学特論 村松、菅沼、井坂	413110A											● ユニバーサルデザイン学特論 村松、菅沼、井坂	413110B				
木																					
金																					

備考：部門欄の○印は必修科目，●印は選択科目を示す。

平成29年度 3年博士課程ヒューマンヘルスケア学専攻 授業時間割（2年次生）

【前期】

曜日	1時限(9:00～10:30)			2時限(10:40～12:10)			3時限(13:10～14:40)			4時限(14:50～16:20)			5時限(16:30～18:00)			6時限(1810～19:40)			7時限(19:50～21:20)		
	部門	科 目 (担当教員)	科目コード	部門	科 目 (担当教員)	科目コード	部門	科 目 (担当教員)	科目コード	部門	科 目 (担当教員)	科目コード	部門	科 目 (担当教員)	科目コード	部門	科 目 (担当教員)	科目コード	部門	科 目 (担当教員)	科目コード
月													● 特別演習 水野	413120							
火													● 特別演習 小林・中込	413120	● 特別演習 小林・中込	413120					
水							● 特別演習 田辺、相原	413120					● 特別演習 (演習担当全教員)	413120				● 特別演習 (演習担当全教員)	413120		
木																					
金																					

【後期】

曜日	1時限(9:00～10:30)			2時限(10:40～12:10)			3時限(13:10～14:40)			4時限(14:50～16:20)			5時限(16:30～18:00)			6時限(1810～19:40)			7時限(19:50～21:20)		
	部門	科 目 (担当教員)	科目コード	部門	科 目 (担当教員)	科目コード	部門	科 目 (担当教員)	科目コード	部門	科 目 (担当教員)	科目コード	部門	科 目 (担当教員)	科目コード	部門	科 目 (担当教員)	科目コード	部門	科 目 (担当教員)	科目コード
月													● 特別演習 水野	413120							
火													● 特別演習 小林・中込	413120	● 特別演習 小林・中込	413120					
水							● 特別演習 田辺、相原	413120					● 特別演習 (演習担当全教員)	413120				● 特別演習 (演習担当全教員)	413120		
木																					
金																					

備 考：部門欄の●印は選択科目を示す。

平成29年度 生命倫理学・環境心理学特論 授業日程表

日付	曜日	授業時間	授業科目名	担当教員	授業場所
5月10日	水	18：10～19：40	生命倫理学・ 環境心理学特論	竹田 扇 教 授	臨床講義棟 小講堂
5月17日	水	18：10～19：40	生命倫理学・ 環境心理学特論	竹田 扇 教 授	〃
5月24日	水	18：10～19：40	生命倫理学・ 環境心理学特論	宇賀 貴紀 教 授	〃
5月24日	水	19：50～21：20	生命倫理学・ 環境心理学特論	宮澤 恵二 教 授	〃
6月7日	水	18：10～19：40	生命倫理学・ 環境心理学特論	布村 明彦 准教授	〃
6月14日	水	18：10～19：40	生命倫理学・ 環境心理学特論	石黒 浩毅 講 師	〃

「生命倫理学・環境心理学特論」は、博士課程 先進医療科学専攻、生体制御学専攻、人間環境医工学専攻、ヒューマンヘルスケア学専攻の必修科目です。

生命倫理学・環境心理学は臨床講義棟小講堂(医学部キャンパス)で開講します。

授 業 科 目 及 び 単 位 数

平成29年4月1日現在

授 業 科 目 名	履修 年次	単位数		担当教員名
		必修	選択	
生命倫理学・環境心理学特論	1	2		竹田 扇教授 宮澤恵二教授 宇賀貴紀教授 布村明彦准教授 石黒浩毅講師
基礎看護学特論	1・2		※2	浅川和美教授
臨床看護学特論	1・2		※2	坂本文子准教授
精神保健看護学特論	1・2		※2	水野恵理子教授
母性看護学特論	1・2		※2	小林康江教授
小児看護学特論	1・2		※2	石川眞里子教授
遺伝看護学特論	1・2		※2	中込さと子教授
高齢者看護学特論	1・2		※2	谷口珠実准教授
国際保健看護学特論	1・2		※2	宮本和子教授
健康人間学特論	1・2		※2	田辺文憲教授 相原正男教授
保健教育学特論	1・2		※2	宮村季浩教授
バリアフリーデザイン学特論	1・2		2	齊藤成彦教授 吉田純司准教授
ユニバーサルデザイン学特論	1・2		2	菅沼研一教授 村松俊夫教授 井坂健一郎教授
ヒューマンヘルスケア学特別演習	2・3		※2	浅川和美教授（基礎看護学） 水野恵理子教授（精神保健看護学） 田辺文憲教授（感染防御学） 宮村季浩教授（保健学） 小林康江教授（母性看護学） 相原正男教授（認知神経科学） 石川眞里子教授（小児看護学） 中込さと子教授（遺伝看護学）
ヒューマンヘルスケア学特別研究	2・3		※4	浅川和美教授（基礎看護学） 水野恵理子教授（精神保健看護学） 田辺文憲教授（感染防御学） 宮村季浩教授（保健学） 小林康江教授（母性看護学） 相原正男教授（認知神経科学） 石川眞里子教授（小児看護学） 中込さと子教授（遺伝看護学）

- (注) 1 生命倫理学・環境心理学特論は必修科目
 2 ※印は選択必修科目で研究テーマに関連する特論2単位、特別演習2単位、特別研究4単位を修得しなければならない

授 業 科 目 及 び 担 当 教 員

平成29年4月1日現在

授業科目名	授 業 科 目 の 概 要
生命倫理学・環境心理学 特論	(竹田扇教授 宮澤恵二教授 宇賀貴紀教授 布村明彦准教授 石黒浩毅講師) 生命科学・医学研究・医療に関わる倫理的問題の考察として、旧来の医療倫理の枠を超えて展開されてきた生命倫理学を包括的に理解する視座を確保することを目指す。そのため生命倫理学の成立過程を詳しく分析し、そこに含まれる多様な方法論の有効性を具体的問題とつき合わせながら検討する。また、システムエンジニア、バイオビジネス起業家などの高度専門技術者にとり、ヒューマン・マインドとブレインの特性を深く理解することは、人の心と脳に優しく、ストレスを生まない医療・福祉機器や IT 医療の開発にとり最重要な課題である。
基礎看護学特論	(浅川和美教授) 看護実践の根拠とその効果を検証するための評価指標と研究の進め方について学び、臨床実践力を高めるための看護基礎教育のあり方について考究する。また、さまざまなヘルスレベルにある対象に対して行われる看護に関しての科学的知見を得る。
臨床看護学特論	(坂本文子准教授) 成人患者の特徴を、身体的・精神的・社会的側面から日常生活と関連づけて包括的に捉える。臨床における成人患者の多くが自立し、やがて豊かな生活に復帰できるまでの、生活活動促進に向けた看護介入方法、社会的資源の活用、サポートシステムについて科学的に論述する。
精神保健看護学特論	(水野恵理子教授) 精神疾患患者と家族の歴史の変遷と社会的背景について十分理解した上で、彼らの生き方を支えるための援助を探究する。また、多様な場における精神的問題をもつ人々への援助、健康な人々の精神的健康の維持・増進に寄与する看護実践について考える。
母性看護学特論	(小林康江教授) 社会の変化、とりわけ生活環境が変化している中で、女性の健康、ライフスタイルの獲得、妊娠から産後までの女性やとりまく人々などに関心を持ちながら、社会や家族単位における女性や子ども、その家族の理解と援助に焦点をあてる。また、産科医療や地域母子保健と関連させた、女性の健康と産むこと・育てることへの看護の役割機能や医療基盤についても考える。
小児看護学特論	(石川眞里子教授) 少子化に伴い、小児科における疾病構造の変化および育児力の低下に伴う育児支援が課題となっている。病いのある子どもおよび家族を子どもの発達過程を踏まえつつ長期的かつ地域社会的に支援する方法を探究する。また、小児看護実践に関する最近の課題を明らかにし、小児医療における看護の役割と連携について方法論を探究する。皮膚・排泄ケア領域における学問的理解に基づいた知識・理論を学び、専門領域の看護の役割と看護実践について考える。
遺伝看護学特論	(中込さと子教授) 遺伝学的要因による症状・疾病を抱えた、もしくはそのリスクのある個人、家族、特定集団に注目する。 遺伝学的要因による障がいや病的状態、慢性疾患を抱えている、もしくはそのリスクがある個人の主観的体験と客観的データを統合し、さらに遺伝学的理解に基づいた遺伝看護実践に関する知識や理論を学び、創造的な方法論を探究する。
高齢者看護学特論	(谷口珠実准教授) ヒューマンヘルスケアの視点から、多様な障害をもつ高齢者の生活の質を向上させる諸問題と課題の分析、生活の自立のための援助方法を探究する。福祉・教育などの諸学の研究成果を活用し、高齢者とその家族の健康を維持・促進させるための看護介入、高齢者に対するヘルスケアの専門職としての役割・機能、およびその看護実践・看護介入評価などの研究方法について論述する。

国際保健看護学特論	(宮本和子教授) 主として発展途上国の健康課題を対象とし、その解決のために看護が果たす役割と課題を検証する。世界情勢は複雑であり、人々の暮らしと健康を守るためには、保健医療のみでなく様々な分野からの取り組みが必要である。その中で看護はどのように貢献できるのかを様々な角度から考察していく。
健康人間学特論	(田辺文憲教授 相原正男教授) 人間を身体・心理面から包括的に捉えて、医療・看護・保健・福祉活動を展開する基盤となる科学について論ずる。特に、人間を成長発達面・免疫防御面で捉え、健康維持・増進の過程を医学・心理学の両面から科学的に論述する。 このようなオーキソロジカルな視点から成長・成熟の機構を考える。
保健教育学特論	(宮村季浩教授) 少子・高齢化に伴うあらゆるライフステージの人々の抱える健康問題に着目し、人々が各ライフステージに応じた自己管理行動がとれるような保健教育活動の開発・展開について論述する。
バリアフリーデザイン学特論	(齊藤成彦教授 吉田純司准教授) 主に高齢者や身体障害者にとってやさしい歩道や公共・社会福祉施設など、バリアフリーを重視した環境・施設の設計・施工・維持・管理に対する研究的取り組みについて詳述する。
ユニバーサルデザイン学特論	(菅沼研一教授 村松俊夫教授 井坂健一郎教授) 人間の健康にとって、環境特に視覚面から与える影響は大きい。人間の健康生活と色彩・自然・造形などが心理面・健康面へ与える影響・効果について論述する。
ヒューマンヘルスケア学特別演習	(基礎看護学：浅川和美教授) (精神保健看護学：水野恵理子教授) (感染防御学：田辺文憲教授) (保健学：宮村季浩教授) (母性看護学：小林康江教授) (認知神経科学：相原正男教授) (小児看護学：石川眞里子教授) (遺伝看護学：中込さと子教授) ヒューマンヘルスケア学は、豊かな社会にあるあらゆるライフステージの人々が、健康で、自律し、自己実現するために、新しい理論の構築とそれに基づく看護実践方法を開発する。その方策として、倫理的な判断に基づいて、看護の観点から現状を批判する。本演習は、あらゆるライフステージにある人間をホリスティックに捉え、看護を基盤とし、医療・保健・福祉・教育の諸学の成果を活用して、ヒューマンヘルスケアとしての看護実践のあり方、看護職の育成、看護政策、他職種と連携・協働の課題を明らかにする。そのために、医学・工学・教育人間科学領域と連携して、諸学の研究方法を批判的に吟味し、ヒューマンヘルスケアとしての看護の特徴に対応した研究方法を検討するための演習を行う。
ヒューマンヘルスケア学特別研究	(基礎看護学：浅川和美教授) (精神保健看護学：水野恵理子教授) (感染防御学：田辺文憲教授) (保健学：宮村季浩教授) (母性看護学：小林康江教授) (認知神経科学：相原正男教授) (小児看護学：石川眞里子教授) (遺伝看護学：中込さと子教授) あらゆるライフステージにある人々が、健康で、自律し、自己実現に向かうための、ヒューマンヘルスケアとしての看護実践理論を導くための研究を行う。そのために、人間の特徴をホリスティックに捉え、看護・医療・保健・福祉・教育の諸学を基盤とし融合しつつ、個の尊重と倫理的判断に基づいた、ヒューマンヘルスケアにふさわしい研究方法を開発する。人間の健康維持・増進、また生活支援に関する諸問題について多角的に分析し、看護学のみならず、医学・工学・教育人間科学領域と連携して、ヒューマンヘルスケアの視点から問題を見出す。ヒューマンヘルスケアとしての看護学の研究課題を探究し、独創的で実践的な成果を生みだすための研究を行う。

修士論文関係

修士課程 看護学専攻学位論文審査申請手続の要領

I. 中間発表会について

2年次生は修士論文の研究計画（課題、目的・動機、意義、方法、データ分析方法など）と進捗状況確認のための中間発表会を行う。

II. 学位論文審査について

1. 提出時期

修士論文を提出しようとする者は、あらかじめ指導教員の承認を得て、提出すること。提出は、随時受け付ける。ただし、平成29年度9月修了の場合は、平成29年7月14日（金）午後5時まで、3月修了の場合は、平成30年1月12日（金）午後5時までを期限とする。提出期限を過ぎた場合は、9月または3月の修了ができなくなるため注意すること。

2. 申請資格

申請資格は次のとおりである。

- 1) 大学院に2年以上在学、又は在学見込みの者。
- 2) 論文提出時までに、特別研究(12単位)以外の看護学専攻授業科目で18単位以上を修得している者。
- 3) 必要な研究指導を受けた者。

3. 修士論文の提出

1) 提出先

論文等の提出先は学務課大学院担当(TEL055-273-9627(直通))とする。また、提出書類について、誤記等があればその場で訂正してもらうこともあるので、必ず本人が持参すること。

2) 提出書類

論文審査に必要な提出書類は次のとおり。

NO	提出書類	部数
1	修士論文審査願(別記様式第1号)	1
2	修士論文	4
3	論文目録(別記様式第2号)	4
4	論文内容要旨(別記様式第3号)	4
5	学業成績証明書	1
6	指導教員の推薦書	1
7	参考論文がある場合には当該論文	4
8	修士論文が共著論文である場合は当該承諾書(別記様式第4号)	1
9	修士論文が共著論文である場合は自己担当部分についての報告書	4

※別記様式等の書式は、CD-Rおよび学生掲示板 CNS を通じて配布する。

3) 修士論文等の様式・体裁等

- ①修士論文は、原則として、単著とする。
- ②修士論文はA4版、縦長、横書きとし、パソコン等により用紙に印字し、目次を付け、頁数を記入すること。
- ③表紙には、論文題目(題目が日本語の場合は英訳を、英語の場合は和訳)を付記すること。
- ④論文内容要旨は、別記様式第3号に1000字以内で記入すること。
- ⑤合格した修士論文は、所定の表紙を用いて製本後、2部学務課に提出すること。

学位申請時

A4 用紙に表紙をつけ、
本文には頁数を入れること。
表紙の年度は、修了年度とすること。
(市販の表紙カバー等により綴じたものを
提出する事)

(元号)年度修士論文 題 名 (英訳又は和訳) 学籍番号 氏 名	 — 1 —
--	---

製本提出時

学位論文を製本し、
背表紙にも題名・氏名を入れ、
目次をつけること。

(背表紙)	(表 紙)	(目 次)
題 名 氏 名	(元号)年度修士論文 題 名 (英訳又は和訳) 学籍番号 氏 名	— 目 次 — ○○○○…… 1 ○○○○…… 7

4. 申請資格の審査および修士論文審査委員会の設置

論文提出者の申請資格については、論文提出後の修士課程看護学専攻委員会において確認・審査し、判定する。

申請資格審査の結果、合格と判定された者について、それぞれ論文審査委員会を設置する。論文審査委員会は修士課程担当の教授及び准教授のうちから、当該修士論文に係る指導教員以外の教授 1 名を含む 3 名で構成され、人選は修士課程看護学専攻委員会が行い、論文審査委員が決定した際は、論文提出者に通知する。

5. 修士論文審査および最終試験

論文審査は、論文審査委員会が行い、論文内容等について試問する。論文提出者は対応できるよう準備をしておくこと。

最終試験は、論文審査委員会により修士論文を中心とした関連分野について、口頭又は筆答により実施する。

詳細については、通知等で知らせる。

6. 修了者の決定

上記論文審査・最終試験の結果を基に、修士課程看護学専攻委員会で合否判定を行い、医工農学総合教育部代議員会で最終合否・修了判定を行う。合格者は修士課程修了者として、学位記が授与される。(学位授与日は、修了式の日。)

なお、合格者は、所定の表紙を用いて製本した論文 2 部を、修了式当日までに再度学務課大学院担当に提出すること。

7. 論文発表会

論文審査合格者は、論文審査委員会が主催する発表会において、論文を公開発表しなければならない。1 名当たりの所要時間は、発表・質疑応答を含めて 20 分程度とする。

8. 修了式・学位記授与式

平成 29 年 9 月 27 日 (9 月修了の場合)、平成 30 年 3 月 23 日 (3 月修了の場合) に行う。日時・会場ほか詳細については通知、掲示等で知らせる。

9. 学位論文の公表

修士論文の公表は、本人はもとより、大学としての教育方法や研究手法の水準を広く世に知らしめるひとつの手段となる。特に義務化はしていないが、多くの皆さんが公表されるよう期待する。

10. その他

不明な点は、指導教員又は学務課大学院担当に照会すること。

博士論文関係

博士課程ヒューマンヘルスケア学専攻

学位論文審査申請手続の要領

ヒューマンヘルスケア学専攻の学生は、学位細則に基づき学位論文中間審査（以下、中間審査）を受験して合格した後、学位論文を提出し学位論文審査（以下、本審査）を受けなければならない。

I. 中間審査について

1. 中間審査申請資格

- ・博士課程に1年以上在学している者
- ・12単位以上修得及び修得見込みの者

2. 中間審査の申請

主指導教員の承認を得た上、医工農学総合教育部長に学位論文中間審査申請書を提出する。

※中間審査を受けようとする方は、学務課大学院担当に申し出て申請書式を受け取ること。

3. 申請時期

2年次以降、特に申請の時期は設けず、随時申請できる。

4. 申請書類

1) 学位論文中間審査申請書（様式1）

2) 博士論文研究計画の概要

- ・ A4レポート用紙10枚程度。記載事項は、研究課題、目的・動機・意義、研究方法、研究の進捗状況、研究課題に関係する文献リスト等。「平成〇〇年度 ヒューマンヘルスケア学専攻博士論文研究計画概要」と「氏名」を記入した表紙をつけること。
- ・ 研究計画概要（様式2）は、上記の内容を1枚にまとめたものとする。

3) これまでの取り組み状況の成果（発表済文献、学会発表のプログラム等）

4) 成績証明書

5. 中間審査委員会

ヒューマンヘルスケア学委員会委員長は、中間審査委員会の委員として、次の教員を5人以上選出する。（2名を限度として副指導教員を含むことができる）

（1）主指導教員

（2）上記以外のヒューマンヘルスケア学専攻の専任教員2名以上

（3）人間環境医工学専攻の専任教員1名以上

ただし、必要に応じて、委員候補者に、上記以外に医工農学総合教育部博士課程の専任教員を含むことができる。

前項の規定にかかわらず、学位論文の中間審査のため必要があるときは、委員候補者に1人を限度として、他の研究科、他の大学院又は研究所等の教員等を含むことができる。

6. 審査方法

＜中間審査発表会＞

実施時期：随時

発表：発表時間 20分 質疑応答 20分

発表方法：プレゼンテーション（資料を配布する）

＜中間審査方法＞

申請者と中間審査委員との非公開にて行う。

〈審査結果報告書提出期限〉

3 月末日又は 9 月末日までに融合領域委員会に報告

II. 本審査

1. 学位審査の申請資格等

学位論文の中間審査に合格した後、所定の提出日において、大学院学則第 39 条に定める修了要件（16 単位以上を取得）を当該提出日に対応する修了日までに具備できる見込みのある者でなければならない。

2. 申請資格の審査

- 1) 在学年数
- 2) 単位修得状況
- 3) その他

3. 学位論文の提出

- 1) 学位論文は、原則として、単著とする。ただし、次の各号の条件を満たすものであれば、共著の場合であっても差し支えない。
 - (1) 学位論文の提出者が筆頭の著者であること。
 - (2) 他の共著者から当該論文を学位論文として使用しても差し支えない旨の確約が得られていること。
 - (3) 他の共著者から当該論文を学位論文として学位授与の申請に使用しない旨の確約が得られていること。
 - (4) 学位論文の提出者が、その研究において自ら担当した部分をまとめた和文による論文形式によって書かれた報告書を作成して、研究及び学位論文作成において中心的な役割を果たしたことを明確にすること。

- 2) 学位論文は、次のいずれかとする。ただし、第 2 号の場合においては当該雑誌掲載受理証明書を添付すれば、投稿論文の原稿をもって代えることができる。

- (1) 未印刷公表の論文原稿
- (2) レフリー制の学術雑誌に掲載された論文別刷り

- 3) 学位論文の審査を受ける者は、次の書類によって指導教員の承認を得て、学務課に提出する。

- | | |
|-----------------------------------|-----|
| (1) 申請資格審査願(所定様式) | 1 部 |
| (2) 履歴書(所定様式) | 1 部 |
| (3) 在学証明書 | 1 部 |
| (4) 成績証明書 | 1 部 |
| (5) 博士論文審査願(所定様式) | 1 部 |
| (6) 博士論文 | 7 部 |
| (7) 論文目録(所定様式) | 7 部 |
| (8) 論文内容要旨(所定様式) | 7 部 |
| ※論文内容要旨のデータを CD-R 等に保存し提出すること | |
| (9) 主指導教員の推薦書 | 1 部 |
| (10) 参考論文がある場合は当該論文 | 7 部 |
| (11) 学位論文公表承諾書又は学位論文限定公表申請書(所定様式) | 1 部 |
| (12) 学位論文が共著論文である場合は当該承諾書(所定様式) | 1 部 |
| (13) 自己担当報告書（共著論文の場合） | 7 部 |

※ 学位論文審査の申請をおこなう大学院生は、学務課教務グループ大学院担当に申し出て申請の所定様式を受け取ること。

4) 学位論文等の提出期限は、次の各号のいずれかとする。

(1) 3月修了の場合 12月第2金曜日

(2) 9月修了の場合 6月第2金曜日

5) 学位論文作成上の注意事項

- ① 学位論文は A4 版、縦長、横書きとし、パソコン等により印字し、目次を付け、頁数を記入すること。
- ② 図表等は、1 図表ごとに別の用紙に記載し、図表の上部又は下部に説明をつけ、用紙の大きさは本文と一致させること。
- ③ 表紙には、論文題目（題目が日本語の場合は英訳を、英語の場合は和訳）を付記すること。
- ④ 合格した博士論文は、所定の表紙を用いた製本 1 部と電子媒体（PDF 形式により CD 等に保管して）を学務課大学院担当に提出すること。

学位申請時

A4 用紙に表紙をつけ、
本文には頁数を入れること。
(市販の表紙カバー等により綴じた
ものを提出する事)

(元号)年度博士論文
題 名 (英訳又は和訳)
山梨大学 氏 名

— 目 次 —
〇〇〇〇…… 1
〇〇〇〇…… 7

— 1 —

製本提出時

学位論文を製本し、
背表紙に題名・
氏名を入れること。
また、電子媒体も
併せて提出すること。

題 名
氏 名

(元号)年度博士論文
題 名 (英訳又は和訳)
山梨大学 氏 名

— 目 次 —
〇〇〇〇…… 1
〇〇〇〇…… 7

— 1 —

4. 論文審査委員会の設置及び論文審査委員の選出（5 名以上）

ヒューマンヘルスケア学委員会委員長は、論文審査委員会の委員として、次の教員を 5 人以上選出する。（2 名を限度として副指導教員を含むことができる）

(1) 主指導教員

(2) 上記以外のヒューマンヘルスケア学専攻の専任教員 2 名以上

(3) 人間環境医工学専攻の専任教員 1 名以上

ただし、必要に応じて、委員候補者に、上記以外に医工農学総合教育部博士課程の専任教員を含むことができる。

前項の規定にかかわらず、学位論文の中間審査のため必要があるときは、委員候補者に 1 人を限度として、他の研究科、他の大学院又は研究所等の教員等を含むことができる。

5. 論文発表会について

1) 学位論文の審査に先立ち、論文公聴会を公開にて行う。

- 2) 発表方法は、パソコンによるプレゼンテーションを用いて行う。
 - 3) 発表の際は、発表者同士で質疑応答のマイクや照明の操作を行うこと。
6. 最終試験について
- 最終試験は、論文審査委員会により学位論文を中心とした関連分野について口頭又は筆答により行う。
7. 修了判定について
- 論文審査・最終試験の結果を基に、博士課程ヒューマンヘルスケア学委員会で修了判定を行い、医学工学融合領域委員会を経て最終的には代議員会で審議する。
8. 学位論文の公表について
- 学位論文は、本学学術リポジトリにより公開します。但し、やむを得ない理由がある場合は、学長の承認を経て内容を要約したものをインターネットにより公開します。また、学位論文が既に学術雑誌等に掲載済みである場合及び、学位授与後に単行書籍又は内外の学術雑誌等の公刊物に登載した場合は、直ちに別刷1部を学務課大学院担当に提出をお願い致します。
- ※学位論文は、学術雑誌等へ掲載するようお願いします。

關係諸規程

○ 山梨大学大学院学則

制定	平成16年	4月	1日
改正	平成17年	4月	1日
	平成17年	12月	1日
	平成19年	4月	1日
	平成20年	1月23日	
	平成20年	3月19日	
	平成21年	3月18日	
	平成21年	10月30日	
	平成24年	7月25日	
	平成26年	9月29日	
	平成26年	11月28日	
	平成26年	12月24日	
	平成27年	11月26日	
	平成28年	11月29日	

第1節 総則

(目的及び使命)

第1条 山梨大学大学院（以下「大学院」という。）は、学術の理論及びその応用を教授研究することを目的とし、学術研究を創造的に推進する優れた研究者並びに高度で専門的な知識と能力を有する職業人を育成することを使命とする。

2 教育学研究科修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養うことを目的とする。

3 医工農学総合教育部博士課程は、研究者として自立して研究活動を行うに必要な深い学識と高度な研究能力及び豊かな人間性を備えた優れた研究者の育成を目的とする。

4 医工農学総合教育部修士課程は、広い視野に立って、精深な学識を授け、専攻分野における理論と応用の研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養うことを目的とする。

5 教育学研究科教職大学院の課程は、地域の学校の課題に即した学校改善・授業改善の構想力・実践力を育成するとともに、教育に関する高度の実践的専門性と教育実践を具体的な場で創成しリードする力を育成することを目的とする。

(研究科、教育部)

第2条 大学院に次の研究科、教育部、課程及び専攻を置く。

教育学研究科

修士課程

教育支援科学専攻

教科教育専攻

教職大学院の課程

教育実践創成専攻

医工農学総合教育部

博士課程

4年博士課程

先進医療科学専攻

生体制御学専攻

3年博士課程

ヒューマンヘルスケア学専攻

人間環境医工学専攻

機能材料システム工学専攻

情報機能システム工学専攻

環境社会創生工学専攻

修士課程

生命医科学専攻

看護学専攻

工学専攻

生命環境学専攻

- 2 前項の研究科、教育部及び各専攻ごとの人材養成上の目的、及び教育目標は、別表第1のとおりとする。

(研究部)

第3条 大学院に総合研究部を置く。

(定員等)

第4条 大学院の入学定員及び収容定員は、別表第2のとおりとする。

第2節 学年、学期及び休業日

(学年)

第5条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第6条 学年を次の2学期に分ける。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第7条 学年中の定期休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 土曜日

(3) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(4) 開学記念日（10月1日）

2 春季休業、夏季休業及び冬季休業については、別に定める。

3 臨時の休業日については、その都度定める。

第3節 入学

(入学の時期)

第8条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、後期の始めに入学させることができる。

(修士課程の入学資格)

第9条 修士課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第83条に定める大学（以下「大学」という。）を卒業した者

(2) 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者

(3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者

(4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者

(5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

(6) 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が3年以上であ

る課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者

- (7) 文部科学大臣の指定した者
- (8) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (9) 大学に3年以上在学し、又は外国において学校教育における15年の課程を修了し、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと大学院において認めた者
- (10) 大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの

（教職大学院の課程の入学資格）

第9条の2 教職大学院の課程に入学することのできる者は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）に定める免許状（一種）を有し、かつ前条各号のいずれかに該当する者とする。

（4年博士課程の入学資格）

第10条 4年博士課程に入学することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 大学の医学部医学科を卒業した者
- (2) 大学の歯学部を卒業した者
- (3) 大学における修業年限6年の獣医学又は薬学を履修する課程を修了した者
- (4) 外国において学校教育における18年の課程（最終の課程は、医学、歯学、獣医学又は薬学）を修了した者
- (5) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における18年の課程（最終の課程は、医学、歯学、獣医学又は薬学を履修する課程に限る。）を修了した者
- (6) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における18年の課程（最終の課程は医学、歯学、獣医学又は薬学）を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (7) 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が5年（医学、歯学、獣医学又は薬学に限る）以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者
- (8) 文部科学大臣の指定した者
- (9) 大学（医学、歯学、獣医学又は薬学を履修する課程に限る。）に4年以上在学し、又は外国において学校教育における16年の課程（医学、歯学、獣医学又は薬学を履修する課程に限る。）を修了し、大学院の定める単位を優秀な成績で修得したと認めた者
- (10) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程（医学、歯学、獣医学又は薬学を履修する課程に限る。）を修了し、大学院の定める単位を優秀な成績で修得したと認めた者
- (11) 我が国において、外国の大学の16年の課程（医学、歯学、獣医学又は薬学を履修する課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、大学院の定める単位を優秀な成績で修得したと認めた者

- (12) 学校教育法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であつて、大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めた者
- (13) 大学院において、個別の入学資格審査により、大学の医学部医学科を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの

(3年博士課程の入学資格)

第11条 3年博士課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 修士の学位又は学校教育法第104条第1項に規定する専門職大学院の課程を修了した者に授与される文部科学大臣の定める学位（以下この条において「専門職学位」という。）を有する者
- (2) 外国において、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (5) 国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法(昭和51年法律第72号)第1条第2項に規定する1972年12月11日の国際連合決議に基づき設立された国際連合大学（以下「国際連合大学」という。）の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
- (6) 外国の学校、第4号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準第16条の2に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者
- (7) 文部科学大臣の指定した者
- (8) 大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの

(入学出願の手続)

第12条 入学志願者は、所定の手続により、願出しなければならない。

(入学者の選考)

第13条 入学志願者については、選考の上、当該研究科委員会、又は教育部教授会の意見を聴いて、学長が合格者を決定する。

2 入学者の選考に関する必要な事項は、別に定める。

(入学手続及び入学許可)

第14条 前条の選考に合格した者は、所定の期日までに、入学宣誓書その他指定の書類を提出するとともに、入学料を納入しなければならない。ただし、入学料の免除及び徴収猶予を願い出た者の入学料の納入については、この限りでない。

2 学長は、前項の入学手続を終えた者に対し、入学を許可する。

(再入学)

第15条 大学院を退学した者、又は第36条第5号の規定により除籍された者が、再入学を願い出たときは、選考の上、学期の始めに入学を許可することがある。ただし、懲戒による退学者の再入学は認めない。

(転入学)

第16条 他の大学院の学生で、大学院に転入学を志願する者については、選考の上、入学を許可することがある。

2 前項の規定により、転入学を志願する者は、現に在籍する大学院の研究科長、教育部長又は学長の許可証を提出しなければならない。

(転専攻等)

- 第17条 大学院（教職大学院の課程を除く。）の学生で、他の専攻及びそれに設置されるコースへ転専攻、転コースを志願する者については、当該研究科委員会、又は教育部教授会の意見を聴いて、許可することがある。
- 2 前項に関する必要な事項は、別に定める。

第4節 標準修業年限及び在学年限
(標準修業年限)

- 第18条 修士課程及び教職大学院の課程の標準修業年限は、2年とする。
- 2 4年博士課程の標準修業年限は、4年とする。
- 3 3年博士課程の標準修業年限は、3年とする。

(在学年限)

- 第19条 修士課程及び教職大学院の課程には、4年を超えて在学することができない。
- 2 4年博士課程には8年を超えて在学することができない。
- 3 3年博士課程には6年を超えて在学することができない。
- 4 転入学、再入学又は転専攻を許可された者の在学年限は、所属研究科委員会、又は教育部教授会の意見を聴いて、学長が決定する。

(長期履修学生)

- 第19条の2 大学院（教職大学院の課程を除く。）において、職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する者に対しては、教育研究に支障がない場合に限り、長期履修学生としてその計画的な履修を認めることがある。
- 2 長期履修学生の標準修業年限及び在学年限等必要な事項は、第18条及び第19条の規定にかかわらず、別に定める。

第5節 教育課程及び履修方法等
(教育課程の編成方針等)

- 第20条 大学院（教職大学院の課程を除く。）の教育は、その教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設するとともに、学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）の計画を策定し、体系的に教育課程を編成するものとする。
- 2 教職大学院の課程は、その教育上の目的を達成するため必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。
- 3 教育課程の編成に当たっては、大学院は、専攻分野に関する高度の専門知識及び能力を修得させるとともに、当該専攻分野に関する基礎的素養を涵養するよう適切に配慮するものとする。
- 4 教育学研究科の授業科目、単位数及び履修方法は、山梨大学大学院教育学研究科規則（以下「教育学研究科規則」という。）の定めるところによる。
- 5 医工農学総合教育部の授業科目、単位数及び履修方法は、山梨大学大学院医工農学総合教育部細則（以下「教育部細則」という。）の定めるところによる。

(単位の計算基準)

- 第20条の2 1単位の授業科目に必要な学修の時間及び計算基準については、山梨大学学則第24条を準用する。
- 2 一の授業科目について、講義・演習・実験・実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合の単位数を計算するときは、その組合せに応じ、前項により準用する規程を考慮した時間の授業をもって1単位とする。
- 3 前項に関し必要な事項は、別に定める。

(成績評価の基準等)

- 第20条の3 教育学研究科及び医工農学総合教育部は、学生に対して授業及び研究指導の方法及び内容並びに一年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。
- 2 教育学研究科及び医工農学総合教育部は、学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準に従って適切に行うものとする。
- 3 前項に関し必要な事項は、別に定める。

(教育方法の特例)

- 第21条 教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

(他の研究科又は教育部における授業科目の履修)

- 第22条 大学院（教職大学院の課程を除く。）が教育上有益と認めるときは、学生が大学院の定めるところにより他の研究科又は教育部において履修した授業科目について修得した単位を、当該研究科又は教育部における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- 2 前項に関する必要な事項は、教育学研究科規則又は教育部細則の定めるところによる。

(他の大学院における授業科目の履修)

- 第23条 大学院（教職大学院の課程を除く。）が教育上有益と認めるときは、学生が大学院の定めるところにより他の大学院（外国の大学院及び国際連合大学の教育課程を含む。）において履修した授業科目について修得した単位を、大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- 2 前項に関する必要な事項は、教育学研究科規則又は教育部細則の定めるところによる。

(他の大学院等における研究指導)

- 第24条 大学院（教職大学院の課程を除く。）が教育上有益と認めるときは、学生が他の大学院又は研究所等において、必要な研究指導を受けることを認めることができる。
- 2 前項に関する必要な事項は、教育学研究科規則又は教育部細則の定めるところによる。

(転専攻前の専攻で修得した授業科目の単位)

- 第25条 大学院（教職大学院の課程を除く。）が教育上有益と認めるときは、転専攻を許可された学生が転専攻前の専攻において履修した授業科目について修得した単位を、転専攻後の専攻における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- 2 前項に関する必要な事項は、別に定める。

(入学前の既修得単位の認定)

- 第26条 大学院（教職大学院の課程を除く。）が教育上有益と認めるときは、学生が大学院に入学する前に大学院又は他の大学院（外国の大学院及び国際連合大学の教育課程を含む。）において履修した授業科目について修得した単位（大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第15条に定める科目等履修生として修得した単位を含む。）を、大学院に入学した後の大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- 2 前項に関する必要な事項は、教育学研究科規則又は教育部細則の定めるところによる。

(単位修得の認定等)

- 第27条 各授業科目の単位修得の認定は、試験、研究報告又はその他の審査により行う。
- 2 前項に関する必要な事項は、教育学研究科規則又は教育部細則の定めるところによる。

(教育職員の免許状)

- 第28条 教育職員の免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法（昭

和 24 年法律第 147 号) 及び教育職員免許法施行規則 (昭和 29 年文部省令第 26 号) に定める所要の単位を修得しなければならない。

- 2 本学の大学院において前項の所要資格を取得できる教育職員の免許状の種類は、教育学研究科規則又は教育部細則の定めるところによる。

(教育方法等に関するその他の事項)

第 29 条 第 20 条から第 28 条に定めるもののほか、教育方法等に関する必要な事項は、別に定める。

第 6 節 留学、休学、復学、転学、退学及び除籍

(留学)

第 30 条 学生が他の大学院等で修学しようとするときは、所定の手続を経て留学することができる。

- 2 前項の規定により留学した期間は、第 18 条及び第 19 条の期間に算入する。ただし、休学によって他の大学院等で学修したものは、第 37 条、第 38 条及び第 39 条に規定する課程の修了要件とはならない。

(休学)

第 31 条 学生が、病気その他特別の理由により 2 月以上修学することができないときは、所定の手続を経て、休学することができる。

- 2 病気等の理由により修学することが適当でないと認められる者に対しては、所定の手続を経て学長は、期間を定めて休学を命ずることができる。

(休学の期間)

第 32 条 休学の期間は、1 年以内とする。ただし、特別の事情がある場合には、通算して、修士課程にあっては 2 年、4 年博士課程にあっては 4 年、3 年博士課程にあっては 3 年まで休学を許可することがある。

- 2 休学した期間は、第 19 条、第 37 条、第 38 条及び第 39 条の期間に算入しない。

(復学)

第 33 条 学生が休学期間中にその理由が消滅し、復学しようとするときは、所定の手続を経て、学長に願い出て、復学することができる。

(転学)

第 34 条 学生が、他の大学院に転学しようとするときは、所定の手続を経て、学長に願い出て、許可を受けなければならない。

(退学)

第 35 条 学生が、退学しようとするときは、所定の手続を経て、学長に願い出て、許可を受けなければならない。

(除籍)

第 36 条 学生が次の各号のいずれかに該当するときは、所定の手続を経て、学長は当該学生を除籍する。

- (1) 修士課程及び教職大学院の課程に 4 年在学して、なお第 37 条に規定する課程修了の要件を満たすことができない者
- (2) 3 年博士課程に 6 年在学して、なお第 39 条に規定する課程修了の要件を満たすことができない者
- (3) 4 年博士課程に 8 年在学して、なお第 38 条に規定する課程修了の要件を満たすことができない者
- (4) 第 32 条第 1 項の期間を超えて、なお修学できない者

- (5) 入学料の免除又は徴収猶予の申請をした者のうち、不許可になった者又は半額免除が許可になった者及び徴収猶予が許可された者で、所定の期日までに入学料を納入しない者
- (6) 授業料の納入を怠り、督促してもなお納入しない者
- (7) 長期間にわたり行方不明の者

第7節 課程の修了要件及び学位の授与

(修士課程の修了要件)

第37条 修士課程の修了の要件は、当該課程に2年以上在学し、教育学研究科規則又は教育部細則で定める授業科目について30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該修士課程の目的に応じ、修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、当該課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

(教職大学院の課程の修了要件)

第37条の2 教職大学院の課程の修了要件は、当該課程に2年以上在学し、46単位以上(実習10単位を含む。)を修得することとする。

(博士論文研究基礎力審査による修了)

第37条の3 大学院設置基準第4条第4項の規定により修士課程として取り扱うものとする課程の修了要件は、当該博士課程の目的を達成するために必要と認められる場合には、第37条に規定する大学院の行う修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することに代えて、大学院が行う次に掲げる試験及び審査(この条において「博士論文研究基礎力審査」という。)に合格することとすることができる。

- (1) 専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力並びに当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養であって当該過程において修得し、又は涵養すべきものについての試験
- (2) 博士論文に係る研究を主体的に遂行するために必要な能力であって当該課程において修得すべきものについての審査

2 前項に関する必要な事項は、別に定める。

(4年博士課程の修了要件)

第38条 4年博士課程の修了の要件は、当該課程に4年以上在学し、教育部細則に定める授業科目について30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、当該課程に3年以上在学すれば足りるものとする。

(3年博士課程の修了要件)

第39条 3年博士課程の修了の要件は、当該課程に3年以上在学し、教育部細則で定める授業科目について、ヒューマンヘルスケア学専攻においては16単位以上、他の専攻においては14単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、当該課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、第37条第1項ただし書の規定による在学期間をもって修士課程を修了した者の3年博士課程の修了要件については、前項ただし書中「1年」とあるのは「2年」と読み替えて、同項の規定を適用する。

(教職大学院の課程に係る連携協力校)

第39条の2 教職大学院の課程は、第37条の2に規定する実習その他当該課程の教育上の目的を達成するために、連携協力校を確保するものとする。

(学位の授与等)

第40条 修士課程の修了を認定された者に対して、修士の学位を授与する。

2 教職大学院の課程の修了を認定された者に対して、教職修士（専門職）の学位を授与する。

3 博士課程の修了を認定された者に対して、博士の学位を授与する。

4 前項に定める者のほか、博士の学位は、博士課程を経ない者であっても、本学に博士の学位の授与を申請し、博士論文を提出してその審査に合格し、かつ、当該課程を修了した者と同等以上の学力があると確認された者にも授与する。

5 学位論文の審査及び最終試験の方法、その他学位に関し必要な事項は、山梨大学学位細則の定めるところによる。

第8節 賞罰

（表彰）

第41条 学生として表彰に価する行為があった場合は、学長が表彰することがある。

（懲戒）

第42条 大学院の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者は、所属研究科委員会又は教育部教授会の意見を聴いて、学長が懲戒する。

2 前項の懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。

3 前項の退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。

（1）性行不良で改善の見込みのないと認められる者

（2）正当な理由がなくて出席常でない者

（3）本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

4 停学の期間は、第18条に規定する修業年限には算入せず、第19条に規定する在学年限には算入する。

第9節 研究生等

（研究生）

第43条 大学院（教職大学院の課程を除く。）において特定の専門事項について研究することを志願する者に対しては、教育研究に支障のない場合に限り、選考の上、研究生として入学を許可することがある。

2 研究生に関する必要な事項は、別に定める。

（科目等履修生）

第44条 大学院（教職大学院の課程を除く。）において一又は複数の授業科目の履修を志願する者に対しては、教育研究に支障がない場合に限り、選考の上、科目等履修生として入学を許可することがある。

2 科目等履修生に関する必要な事項は、別に定める。

（特別研究学生）

第45条 他の大学院（外国の大学院を含む。）の学生で、大学院（教職大学院の課程を除く。）において特定の研究課題について研究指導を受けることを志願する者に対しては、当該大学院との協議に基づき、特別研究学生として入学を許可することがある。

2 特別研究学生に関する必要な事項は、別に定める。

（特別聴講学生）

第46条 他の大学院（外国の大学院を含む。）の学生で、大学院（教職大学院の課程を除く。）において特定の授業科目の履修を志願する者に対しては、当該大学院との協議に基づき、特別聴講学生として入学を許可することがある。

2 特別聴講学生に関する必要な事項は、別に定める。

（外国人留学生）

第47条 日本の大学において教育を受ける目的をもって入国した外国人で、大学院（教職大学院の課程を除く。）に学生として入学を志願する者があるときは、特別に選考の上、外国人留学生として入学を許可することがある。

2 日本の大学において教育を受ける目的をもって入国した外国人で、大学院（教職大学院の課程を除く。）に研究生、科目等履修生、特別研究学生又は特別聴講学生として入学を志願する者があるときは、教育研究に支障がない場合に限り、選考の上、外国人留学生として入学を許可することがある。

3 外国人留学生に関する必要な事項は、別に定める。

第10節 その他

（検定料、入学料及び授業料）

第48条 検定料、入学料及び授業料に関する規程は、別に定める。

（改正）

第49条 この学則の改正については、教育研究評議会において、出席した委員の過半数の賛成を必要とする。

附 則

1 この学則は、平成16年4月1日から施行する。

2 山梨大学大学院学則（平成7年4月1日制定）、山梨医科大学大学院規則（昭和61年4月1日制定）及び山梨大学大学院学則（平成14年10月1日制定）は、廃止する。

3 国立大学法人法（平成15年法律第112号）附則第17条の規定に基づき、山梨大学大学院及び山梨医科大学大学院を修了するために必要であった教育課程の履修を本大学院において行う者に係る教育課程の履修その他当該学生の教育に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この学則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成17年12月1日から施行し、平成17年9月9日から適用する。

附 則

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成20年1月23日から施行する。

附 則

1 この学則は、平成20年4月1日から施行する。

2 前項の規程にかかわらず、物質・生命工学専攻及び当該教育課程は、施行日前に在学する者が在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

3 物質生命・工学専攻及び自然機能開発専攻の平成20年度収容定員は、別表（第4条関係）の規定にかかわらず、次のとおりとする。

専 攻	収 容 定 員
物質・生命工学専攻	30人
自然機能開発専攻	52人

附 則

1 この学則は、平成21年4月1日から施行する。

2 前項の規定にかかわらず、自然機能開発専攻及び当該教育課程は、施行日前に在学する者が在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

1 この学則は、平成22年4月1日から施行する。

2 前項の規定にかかわらず、教育学研究科学校教育専攻、障害児教育専攻、教科教育専攻の各専修及び教育課程は、施行日前に在学する者が在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

- 3 教育学研究科修士課程及び教職大学院の課程の平成22年度収容定員は、別表（第4条関係）の規定にかかわらず、次のとおりとする。

研究科	課程	専攻	収容定員
教育学研究科	修士課程	学校教育専攻	6（1）
		障害児教育専攻	3
		教育支援科学専攻	6（1）
		教科教育専攻	55（5）
		計	70（7）
	教職大学院の課程	教育実践創成専攻	14

- 4 転専攻等については、第17条第1項の規定にかかわらず、施行日前に在学する者は、コースを専修と読み替えるものとする。

- 5 第4条に定める医学工学総合教育部博士課程の収容定員は、同条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

研究科	課 程		専 攻 名	収 容 定 員		
				平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
医学工学 総合教育部	博士課程	4 年	先進医療科学専攻	8 0	7 6	7 2
			生体制御学専攻	4 6	4 4	4 2
			計	1 2 6	1 2 0	1 1 4
		3 年	ヒューマンヘルスケア学専攻	1 2	1 2	1 2
			人間環境医工学専攻	5 2	5 0	4 8
			機能材料システム工学専攻	3 6	3 3	3 0
			情報機能システム工学専攻	3 3	3 0	2 7
			環境社会創生工学専攻	3 6	3 3	3 0
			計	1 6 9	1 5 8	1 4 7
		計			2 9 5	2 7 8
合 計			(7)	(6)	(6)	
			8 7 9	8 6 2	8 4 5	
			[6]	[6]	[6]	

附 則

この学則は、平成24年7月25日から施行する。

附 則

この学則は、平成26年9月29日から施行する。

附 則

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成27年4月1日から施行し、第2条及び第4条については、平成26年12月24日から適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成28年4月1日から施行する。

- 2 前項の規定にかかわらず、施行日前に設置されている医学工学総合教育部修士課程医学専攻、機械システム工学専攻、電気電子システム工学専攻、コンピュータ・メディア工学専攻、土木環境工学専攻、応用化学専攻、生命工学専攻、持続社会形成専攻、人間システム工学専攻及び当該教育課程は、施行日前に在学する者が在学なくなるまでの間、存続するものとする。

- 3 医工農学総合教育部修士課程及び前項の規定により存続する医学工学総合教育部修士課程の平成28年度の収容定員は、同条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

研究科、教育部	専攻	収容定員
---------	----	------

医学工学総合教育部	医科学専攻	20
	看護学専攻	16
	機械システム工学専攻	33
	電気電子システム工学専攻	27
	コンピュータ・メディア工学専攻	30
	土木環境工学専攻	27
	応用化学専攻	30
	生命工学専攻	22
	持続社会形成専攻	24
	人間システム工学専攻	18
医工農学総合教育部	生命医科学専攻	10
	看護学専攻	14
	工学専攻	181
	生命環境学専攻	45
合 計		497

- 4 附則第1項の規定にかかわらず、施行日前に設置されている医学工学総合教育部博士課程先進医療科学専攻、生体制御学専攻、ヒューマンヘルスケア学専攻、人間環境医工学専攻、機能材料システム工学専攻、情報機能システム工学専攻、環境社会創生工学専攻及び当該教育課程は、施行日前に在学する者が在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 5 前項の規定により存続する医学工学総合教育部博士課程及び医工農学総合教育部博士課程の平成28年度から平成30年度までの収容定員は、同条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

研究科、教育部	専 攻	収 容 定 員		
		平成28年度	平成29年度	平成30年度
医学工学総合教育部	先進医療科学専攻	51	34	17
	生体制御学専攻	30	20	10
	ヒューマンヘルスケア学専攻	8	4	0
	人間環境医工学専攻	32	16	0
	機能材料システム工学専攻	20	10	0
	情報機能システム工学専攻	18	9	0
	環境社会創生工学専攻	20	10	0
医工農学総合教育部	先進医療科学専攻	17	34	51
	生体制御学専攻	10	20	30
	ヒューマンヘルスケア学専攻	4	8	12
	人間環境医工学専攻	16	32	48
	機能材料システム工学専攻	10	20	30
	情報機能システム工学専攻	9	18	27
	環境社会創生工学専攻	10	20	30
合 計		255	255	255

附 則
この規則は、平成28年11月29日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

別表第1（第2条第2項関係）

研究科、教育部	人材養成上の目的	教育目標
教育学研究科	現代社会が直面する課題の解決に応用でき、また、これら応用研究の基礎となる学術研究を、国際的視野を持って創造的に推進する優れた研究者並びに高度で専門的な知識と能力を有する職業人の養成	教育実践に関わる学術諸分野と一般社会における専門的職業人の養成を目指します。
医工農学総合教育部 博士課程	現代社会が直面する課題の解決に応用でき、また、これら応用研究の基礎となる学術研究を、国際的視野を持って創造的に推進する優れた研究者並びに高度で専門的な知識と能力を有する職業人の養成	研究者もしくは高度な専門技術者として自立して研究活動を行うに必要な深い学識と高度な研究能力並びに高い倫理観を備えた優れた研究者もしくは高度な専門技術者の養成を目指します。
医工農学総合教育部 修士課程	現代社会が直面する課題の解決に応用でき、また、これら応用研究の基礎となる学術研究を、国際的視野を持って創造的に推進する優れた研究者並びに高度で専門的な知識と能力を有する職業人の養成	専門知識及び開発能力、問題発見・解決能力、国際的コミュニケーション能力を修得し、専門技術者・研究者として社会に貢献できる人材の養成を目指します。

専攻	人材養成上の目的	教育目標
教育支援科学専攻	学校教育に関わる諸問題について理論的・実践的な研究を深め、教育の本質とその現代的・将来的な課題を探究し得る高度な専門性並びに障害児教育についての高度な研究と実践に必要な専門的能力を有する有為な人材の養成	一人ひとりの子どもたちの教育を受ける権利を保障しその成長発達の一歩に応え支援する教育実践・教育制度を探究し新たな教育実践を構想する力の基盤となる、教育支援科学的調査研究法とそれを駆使した知見の開発の進展と教育を目指します。
教科教育専攻	教科の教育内容に関する専門的知識を深め、教材とそのシーケンス及び授業法を開発できる人材の養成	教科の教育内容に関する専門的知識を深め教材とそのシーケンスおよび授業法について開発する力を育成するために、文化特性に応じて、各文化領域(言語文化、社会文化、科学文化、芸術文化、身体文化)における教育内容の核を構成する本質的知見および教材研究・授業法に関する基礎研究の進展とその教育を目指します。
教育実践創成専攻	・地域や学校において指導的・中核的な役割を果たし得るに不可欠な確かな指導理論と高度で優れた実践力・応用力を備えたスクールリーダーの養成（現職大学院生） ・実践的な指導力・展開力を備える新しい学校づくりの有力な担い手として自ら積極的に取り組み、将来的にリーダーとしての役割を果たすことができる新人教員の養成（学部卒大学院生）	地域の学校の課題に即した学校改善・授業改善の構想力・実践力を育成するとともに、教育に関する高度の実践的専門性と教育実践を具体的な場でリードする力の育成を目指します。

専攻	人材養成上の目的	教育目標
先進医療科学専攻	治療法の開発、先端治療の臨床応用等に関する高度な教育研究を展開し、明日の医療を担う人材を養成	人体諸器官の機能発現機構とその内分泌、脳神経系による調節機構、悪性腫瘍、感染症をはじめとする種々の疾患の診断や治療技術・医療機器開発に関わる教育研究等を推進する。これらの教育研究を通じて、先進医学研究のフロンティアを切り開く人材の養成を目指します。
生体制御学専攻	生体の情報処理ならびに調節機構を解明し、様々な病態を学際的に理解できる人材の養成	現代生命科学研究の共通の手法である形態学、分子細胞生物学、生化学、分子遺伝学などの手法を駆使して生体の様々な情報処理・制御機構の解析を行い、同時にそれが障害された際に見られる病態を解明できる人材の養成を目指します。
ヒューマンヘルスケア学専攻	人間を科学的に理解し、健康生活の維持、促進を支援できる人材の養成	人間を身体・心理・社会的側面から包括的に捉え、小児・青年・成人・高齢者の健康問題からの回復および健康生活の維持・促進を支援することを目的とするヒューマンヘルスケア学にふさわしい実践方法、研究方法、および教育活動の開発・構築に努め、看護学の発展に寄与する人材の養成を目指します。
人間環境医工学専攻(生体環境学コース)	医学・工学の学問基盤に相互の知を融合させた先端的教育研究による、現代社会の難題に挑む人材の養成	医学、工学の教育、並びに倫理学・哲学、心理学等の人文・社会科学領域の教育も行い、生命科学に対する深い造詣と学際的な洞察力を持ち、将来、大学や研究所などの教育研究機関で、基礎研究や臨床医学研究を遂行するリーダーとして活躍できる人材の養成を目指します。
人間環境医工学専攻(生命情報システム学コース)	工学を基盤として、生命現象と多様な情報をシステムティックにとらえる複合的視野と医工融合分野へ挑む創造的意欲を持って、優れた医療環境と社会環境の実現に貢献できる人材の養成	生命工学・知能情報科学・先進医用工学を教育研究の柱として、生命現象に関わる多様な情報をシステムティックに解析し、幅広い生命および情報科学分野に貢献できると共に、医工融合領域の研究活動を行うのに必要な学際的知識と高度な研究能力並びに高い倫理観を兼ね備えた研究者及び高度技術者の養成を目指します。
機能材料システム工学専攻	新素材、高機能物質、各種先端ナノデバイスを開発し、新規産業分野の開拓を目指す人材の養成	「物質設計化学分野」、「電子機能開発分野」および「機能創造工学分野」の3分野で構成されています。科学技術立国を目指す我が国の国家的研究課題の中核をなす新素材および高機能物質の創製開発、情報化社会のさらなる発展に資する各種先端ナノデバイスの開発研究などを主たる対象とした総合的な教育研究のためのカリキュラムを配置し、一連の学術的な基盤

		を教授するとともに、その先端的知識と技術を新規産業分野の開拓に発展させることのできる創造的人材の養成を目指します。
情報機能システム工学専攻	生産システムや情報システムを構成するハードウェア、ソフトウェア、情報通信ネットワークを広い視野から設計、構築、運用でき、国際的なプロジェクトで活躍できる人材の養成	「システムソリューション工学分野」、「情報通信システム工学分野」、「機械デザインシステム分野」、「機械情報システム分野」の4分野で構成されています。ソフトウェア、情報通信ネットワーク、生産システム、人間-機械システムを4つの柱として位置付け、それらを基礎としたものづくりのための生産システムをはじめ様々なビジネスシステムまで、幅広いシステムソリューションを提供するための教育研究を行い、国際的に通用する基礎学力をそなえ、ものづくりの新規技術や情報・通信技術を駆使して、さまざまな生産システムやビジネスシステムを、分析、設計、構築、運用、評価できるとともに、システム開発プロジェクトをリードできる人材の養成を目指します。
環境社会創生工学専攻	環境と調和した社会基盤の整備・保全に関する技術開発、自然機能に関する先端的技術の開発、社会の政策・計画における予測・評価手法の開発に関わる専門技術者・研究者を目指す人材の養成	「環境社会システム工学分野」、「環境社会創生工学分野」、「環境社会評価分野」の3分野、および、分野を超えた「国際流域総合水管理特別コース」で構成されています。環境社会創生の対象としての社会基盤施設と、それを取巻く環境の計画、設計、建設、計測、管理、保全に関わる専門技術を習得して時代の要請に応える社会基盤の創造を推進できる人材や、人と自然、人と人との共生社会の創生に関わる根源的な課題を多様な観点から考察し、持続可能な社会に向けた課題解決に必要な社会予測・評価方法を習得した人材の養成を目指します。なお、国際流域総合水管理特別コースでは、英語での講義を基本とするとともに、専門的な教育の他、国際的な学外組織との共同研究活動や国際的な会議の運営参加や発表などの経験を学生に課し、協調性ある国際人の養成を目指します。

専攻	人材養成上の目的	教育目標
生命医科学専攻	高度先端技術と学際的知識を備えた先進的な研究者、もしくは高度な専門技術者の養成	将来の生命科学研究を担う研究者の養成ばかりではなく、同時に生命科学、社会医学研究の成果を、医療機関の現場、保健医療行政および健康教育分野において実践できる高度の先端技術と学際的知識を持つ専門技術者の養成を目指します。
看護学専攻	質の高い看護サービスを提供できる看護専門職の養成	質の高い看護サービスを提供するために求められる科学的知識と技術を有する看護専門職の養成を目指します。
工学専攻	イノベーションの持続的創出を担いグローバルに活躍できる高度専門職業人の養成	工学系高度専門職業人に共通して求められる解析法および分析法を修得させるとともに、高度な専門知識および専門応用能力をもち、各種工業技術を適正かつ効率的に駆使し、産業分野で中核となって活躍できる人材を育成します。くわえて、関連する専門分野をより広く学ぶことにより俯瞰的なものの見方を身につけ、コミュニケーション能力や国際的視野も兼ね備え、社会や産業の急速な変化に対応できるとともに新たな産業分野においても活躍できる素養を身につけた工学系高度専門職業人の養成を目指します。
生命環境学専攻	人類の普遍的課題である「食と健康」及び「生命と環境」に関する多様で複雑な諸課題を、農学を基盤とした学際的取り組みによって解決へと導くことが出来る高度専門職業人の養成	農学を基盤とした文理融合教育により広範な知識を身につけると共に、「バイオサイエンスコース」、「食物・ワイン科学コース」、「地域環境マネジメントコース」の各コースの専門科目を学ぶことにより、「食と健康」及び「生命と環境」に関する深い専門性と高度な技術を備えた人材の養成を目指します。

別表第2（第4条関係）

（単位：人）

研究科、 教育部	課 程		専 攻	入学定員	収容定員	
教育学研究科	修士課程		教育支援科学専攻	6 (1)	12 (2)	
			教科教育専攻	22 (2)	44 (4)	
			計	28 (3)	56 (6)	
	教職大学院 の課程		教育実践創成専攻	14	28	
医工農学総合教育部	修士課程		生命医科学専攻	10	20	
			看護学専攻	14	28	
			工学専攻	181	362	
			生命環境学専攻	45	90	
			計	250	500	
	博士課程	4年		先進医療科学専攻	17	68
				生体制御学専攻	10	40
				計	27	108
		3年		ヒューマンヘルスケア学専攻	4	12
				人間環境医工学専攻	16	48
				機能材料システム工学専攻	10	30
				情報機能システム工学専攻	9	27
				環境社会創生工学専攻	10	30
				計	49	147
		計		76	255	
合 計			368	839		

（注）（ ）は外国人留学生で内数

○ 山梨大学学位細則

制定 平成27年11月26日

(趣旨)

第1条 この細則は、学位規則（昭和28年文部省令第9号。以下「省令」という。）第13条、山梨大学学則（以下「学則」という。）第38条第2項及び山梨大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第40条第5項の規定に基づき、山梨大学（以下「本学」という。）が授与する学位に関し必要な事項を定めるものとする。

(学位の種類)

第2条 本学が授与する学位は、学士、修士、博士及び教職修士（専門職）とする。

2 学士の学位に付記する専攻分野の名称は、次のとおりとする。

教育学部	学士（教育）
医学部	学士（医学）
〃	学士（看護学）
工学部	学士（工学）
生命環境学部	学士（生命工学）
〃	学士（農学）
〃	学士（環境科学）
〃	学士（社会科学）

3 修士の学位に付記する専攻分野の名称は、次のとおりとする。

教育学研究科修士課程	修士（教育学）
医工農学総合教育部修士課程	
生命医科学専攻	修士（医科学）
看護学専攻	修士（看護学）
工学専攻	修士（工学）
生命環境学専攻	修士（農学）
〃	修士（学術）

4 博士の学位に付記する専攻分野の名称は、次のとおりとする。

医工農学総合教育部博士課程	
4年博士課程	
先進医療科学専攻	博士（医学）
生体制御学専攻	博士（医学）
3年博士課程	
ヒューマンヘルスケア学専攻	博士（看護学）
人間環境医工学専攻	博士（医科学）
〃	博士（医工学）
〃	博士（情報科学）
機能材料システム工学専攻	博士（工学）
情報機能システム工学専攻	博士（工学）
環境社会創生工学専攻	博士（工学）
〃	博士（学術）
グリーンエネルギー変換工学特別教育プログラム	博士（工学）

(学位授与の要件)

第3条 学士の学位は、本学を卒業した者に授与する。

2 修士の学位は、本学大学院修士課程を修了した者に対し授与する。

3 博士の学位は、本学大学院博士課程を修了した者に対し授与する。

4 教職修士（専門職）の学位は、本学大学院教職大学院の課程を修了した者に対し授与する。

- 5 第3項に定めるもののほか、博士の学位は、本学に学位論文を提出してその審査に合格し、かつ、本学大学院博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することが確認（以下「学力の確認」という。）された者にも授与することができる。

（学位論文の中間審査）

- 第4条 本学大学院博士課程を修了しようとする者が学位論文の審査を申請する場合において、専攻により、学位論文の提出に先立って、別に定める学位論文の中間審査を行うことがある。

（修士課程又は博士課程を修了しようとする者の学位論文の提出）

- 第5条 本学大学院修士課程又は博士課程を修了しようとする者が学位論文の審査を申請する場合は、別に定める期日までに、学位論文審査願に学位論文及び別に定めるその他の申請書類を添え、教育学研究科長又は医工農学総合教育部長に提出するものとする。

（修士課程を修了しようとする者の研究成果の提出）

- 第5条の2 本学大学院修士課程を修了しようとする者が、前条に規定する学位論文に代え、山梨大学大学院学則第37条第1項に規定する特定の課題についての研究の成果（以下「研究成果」という。）の審査を申請する場合は、別に定める期日までに、研究成果審査願に研究成果及び別に定めるその他の申請書類を添え、教育学研究科長又は医工農学総合教育部長に提出するものとする。

（課程を経ない者の学位授与の申請）

- 第6条 第3条第5項の規定により学位の授与を申請する者は、学位論文審査願に学位論文及び別に定めるその他の申請書類を添え、医工農学総合教育部長に提出するとともに、国立大学法人山梨大学授業料等に関する規程第8条に規定する学位論文審査手数料を納入しなければならない。
- 2 前項の場合において、本学大学院博士課程に標準修業年限以上在学し、所定の単位を修得して退学した者が、退学後1年以内に学位論文を提出した場合には、学位論文審査手数料は免除する。

（学位論文又は研究成果の提出）

- 第7条 提出する学位論文又は研究成果は、1編とする。ただし、参考として他の論文を添付することができる。
- 2 学位論文又は研究成果の審査のため必要があると認めるときは、提出者に対して、当該論文の訳文、模型、標本等の資料の提出を求めることができる。

（学位論文、研究成果及び学位論文審査手数料の返付）

- 第8条 受理した学位論文、研究成果及び既納の学位論文審査手数料は、返付しない。

（審査の付託）

- 第9条 教育学研究科長は、第5条により提出された学位論文又は研究成果を受理したときは、その審査及び最終試験を教育学研究科委員会に付託するものとする。
- 2 医工農学総合教育部長は、第5条及び第6条第1項により提出された学位論文又は研究成果を受理したときは、その審査及び最終試験又は専攻分野に関する学力の確認を医工農学総合教育部教授会に付託するものとする。

（審査委員）

- 第10条 教育学研究科委員会及び医工農学総合教育部教授会（以下「研究科委員会等」という。）は、前条の付託を受けたときは、審査する学位論文又は研究成果ごとに、審査及び最終試験又は学力の確認を行うため、論文等審査委員会を設置する。
- 2 論文等審査委員会の委員の選出等については、別に定める。

(最終試験)

第11条 修士課程又は博士課程を修了しようとする者に対する最終試験は、学位論文又は研究成果の審査が終わった後、その関連分野について、口答又は筆答により行うものとする。

(学力の確認)

第12条 第3条第5項の規定により、学位論文を提出して学位の授与を申請した者に対する学力の確認は、博士課程を修了した者と同等以上の学力を有し、かつ、研究者として自立して研究活動を行うに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を有するか否かについて、口頭又は筆答試問により行うものとする。

(学力確認の特例)

第13条 第3条第5項の規定により、学位の授与を申請した者が、本学大学院博士課程に標準修業年限以上在学し、所定の単位を修得した者であるときは、医工農学総合教育部教授会で定める年限内に限り、前条の学力の確認を免除することができる。

(審査期間)

第14条 修士課程又は博士課程を修了しようとする者の学位論文又は研究成果の審査及び最終試験は、当該学生の在学する期間内に終了するものとする。

2 第3条第5項の規定により、学位の授与を申請した者の審査期間は、医工農学総合教育部長が当該学位授与の申請を受理した日から1年以内に終了するものとする。ただし、特別の理由が生じ、医工農学総合教育部教授会が承認したときは、その期間を更に1年以内に限り延長することができる。

(審査結果の報告)

第15条 論文審査委員会は、学位論文又は研究成果の審査及び最終試験又は学力の確認を終了したときは、直ちにその結果を、文書をもって当該研究科委員会等に報告しなければならない。

(学位授与の審議)

第16条 研究科委員会等は、前条の報告に基づき学位授与の可否を審議し、議決するものとする。

2 前項の議決をするには、出席委員の3分の2以上の賛成を必要とする。

(学長への報告)

第17条 教育学研究科長又は医工農学総合教育部長は、前条第1項の議決をしたときは、議決の結果を文書をもって学長に報告しなければならない。

(学位の授与等)

第18条 学長は卒業を認定した者に対し、所定の学位記を授与する。

2 学長は、前条の報告に基づき、学位の授与を決定した者には所定の学位記を授与し、学位を授与することが適当でないとされた者には、その旨を通知するものとする。

(学位簿への登録及び学位授与の報告)

第19条 学長は、修士又は博士の学位を授与したときは、本学の学位簿に登録する。

2 第18条第2項の規定により、博士の学位を授与したときは、学長は省令第12条の定めるところにより、文部科学大臣に報告するものとする。

(学位論文要旨等の公表)

第20条 学長は、博士の学位を授与したときは、当該学位を授与した日から3月以内に、学位論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。

(学位論文の公表)

第21条 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から1年以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表するものとする。ただし、当該博士の学位を授与される前に既に公表したときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、学長の承認を受けて、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、学長は、その学位論文の全文を求めに応じて閲覧に供しなければならない。

3 前2項の規定により博士の学位論文を公表する場合には、「山梨大学審査学位論文（博士）」又は「山梨大学審査学位論文（博士）要旨」と明記しなければならない。

(学位の名称)

第22条 本学の修士、博士又は教職修士（専門職）の学位を授与された者が当該学位の名称を用いるときは、「山梨大学」と付記するものとする。

(学位授与の取消)

第23条 本学において修士、博士又は教職修士（専門職）の学位を授与された者が、不正の方法により当該学位を受けた事実が判明したとき、又は学位の名誉を汚す行為があったときは、学長は当該研究科委員会等の議を経て、学位の授与を取消し、学位記を返還させ、かつ、その旨を公表する。

2 前項の議決をする場合には、第16条第2項の規定を準用する。

(学位記の様式)

第24条 学位記の様式は、別記様式のとおりとする。

(雑則)

第25条 この細則に定めるもののほか、学位に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この細則は、平成28年4月1日から施行する。

2 前項の規定にかかわらず、施行日前に教育人間科学部又は医学工学総合教育部に在学する者については、従前の例による。

3 山梨大学学位規程（平成16年4月1日制定）は廃止する。

別記様式（省略）

○ 山梨大学大学院医工農学総合教育部細則

制定 平成28年 4月 1日

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この細則は、山梨大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第17条第2項、第29条及び第37条の3第2項の規定に基づき、山梨大学医工農学総合教育部の教育課程及び履修方法等に関し、必要な事項を定める。

第2章 修士課程

(履修基準)

第2条 修士課程の学生は、別表1に定める基準に従って所定の単位を修得しなければならない。

(授業科目及び単位数)

第3条 修士課程で開講する各専攻の授業科目及び単位数は、別表2のとおりとする。

(単位の基準)

第4条 1単位の授業科目は、45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業の教育効果、授業時

間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位を計算するものとする。

- (1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で、各専攻の定める時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 研究及び実習については、30時間から45時間までの範囲で、各専攻の定める時間の授業をもって1単位とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、学位論文の作成に関する特別研究等の授業科目において、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

(指導教員)

第5条 医工農学総合教育部教授会（以下「教授会」という。）は修士課程の学生に対して、修士の学位論文の作成等に対する研究指導（以下「研究指導」という。）を行う教員（以下「指導教員」という。）を定める。

- 2 前項の研究指導は、主指導教員と副指導教員からなる教員の組織（以下「指導教員グループ」という。）を定めて行うことができる。
- 3 指導教員グループについては、別に定める。

(転専攻等)

第6条 大学院学則第17条第1項の規定により、修士課程の学生で、転専攻を志願する者は、医工農学総合教育部長（以下「教育部長」という。）に転専攻願を提出し、教授会の承認を得るものとする。

- 2 他の研究科に転専攻を志願する者は、教授会の承認を得た後、他の研究科に願い出るものとする。
- 3 転専攻の時期は、原則として学期の始めとし、転専攻願の提出は2ヶ月前までに行うものとする。
- 4 転専攻の提出に際しては、現に在籍する専攻の指導教員及び転専攻先の指導教員の承認を得なければならない。
- 5 転専攻した場合の在学期間は、教授会が定める。
- 6 大学院学則第25条の規定による転専攻前に修得した授業科目の単位の認定は、各専攻が行

う。

7 転コースについては、別に定める。

(他の研究科及び他の大学院における授業科目の履修)

第7条 大学院学則第22条及び第23条の規定により、修得した単位は、合計10単位を限度として第2条に規定する単位として認めることができる。

(他の専攻及び学部における授業科目の履修)

第8条 指導教員が特に必要と認めるものに限り、他の専攻の授業科目を当該科目担当教員の承認を得て履修することができる。この場合において、修得した単位は8単位を限度として第2条に規定する単位として認めることができる。

2 指導教員が特に必要と認めるものに限り、学部の課程による授業科目を当該科目担当教員の承認を得て履修することができる。

3 前項及び前条の規定により修得した単位は、教授会の議に基づき、合計10単位まで第2条に規定する単位として認めることができる。

(他の大学院等における研究指導)

第9条 大学院学則第24条の規定により、学生が他の大学院又は研究所等（以下「他の大学院等」という。）において研究指導を受けることを認める場合は、当該大学院との協議に基づき教授会の承認を得なければならない。ただし、この期間は1年を超えないものとする。

2 前項の規定により受けた研究指導は、修士課程において受けたものの一部とみなすことができる。

(入学前の既修得単位の認定)

第10条 大学院学則第26条の規定により、入学前に修得した単位は、教授会の議に基づき10単位を超えない範囲で第2条に規定する単位として認めることができる。

(転入学による既修得単位の認定)

第11条 他の大学院からの転入学を許可された学生の既修得単位の認定は、教授会が行う。

(履修申告)

第12条 学生は、履修しようとする授業科目を、指定された期間内に、所定の様式により届けるものとする。

2 他の専攻の授業科目を履修しようとするときは、事前に指導教員及び当該科目担当教員の承認を受けなければならない。

3 他の研究科の授業科目を履修しようとするときは、事前に指導教員及び当該科目担当教員の承認を受け、教育部長及び他の研究科長の許可を受けなければならない。

4 他の大学院（外国の大学院を含む。）の授業科目を履修しようとするときは、指導教員の承認を受けた上、山梨大学学生交流規則の規定により学長の許可を受けなければならない。

5 学部の課程による授業科目を履修しようとするときは、事前に指導教員及び当該科目担当教員の承認を受け、当該学部長の許可を受けなければならない。

6 学年の始期が異なる外国の大学院に留学していたため、所定の手続ができなかった者は、帰国後、当該授業科目の担当教員の承認を受けて、留学前に履修申告した授業科目を、引き続き履修することができる。

(単位修得の認定)

第13条 単位修得の認定は、授業科目の担当教員が、試験又は研究報告の審査の成績により行う。ただし、研究については、特に試験又は研究報告の審査以外の方法で、これに代えることができる。

(成績)

第14条 試験又は研究報告の審査の成績は、100点を満点とする点数により表示し、60点以

上を合格とする。

2 前項の素点の成績を評語をもって表すときは、次のとおりとする。

- (1) S 95～100点
- (2) S⁻ 90～94点
- (3) A⁺ 87～89点
- (4) A 83～86点
- (5) A⁻ 80～82点
- (6) B⁺ 77～79点
- (7) B 73～76点
- (8) B⁻ 70～72点
- (9) C 66～69点
- (10) C⁻ 60～65点
- (11) F 0～59点及び未受験

(修士の学位論文又は研究成果)

第15条 修士課程の学生は、修士の学位論文又は研究成果を指導教員の承認を得て、教育部長に提出しなければならない。ただし、大学院学則第37条の3に規定する博士論文研究基礎力審査を申請しようとする者については、この限りでない。

2 学位論文又は研究成果は、所定の単位数を修得した者でなければ提出することができない。

(博士論文研究基礎力審査)

第15条の2 前条第1項ただし書中の博士論文研究基礎力審査を申請しようとする者は、指導教員の承認を得て、教育部長に願い出なければならない。

2 博士論文研究基礎力審査は、所定の単位数を修得した者でなければ願い出ることができない。

(最終試験)

第16条 修士課程の最終試験を受験することができる者は、修士の学位論文又は研究成果の審査を終了した者でなければならない。

(博士課程への進学)

第17条 本学の修士課程を修了し、引き続き本学の博士課程に進学しようとする者については、選考の上、進学を許可する。

2 前項の規定により博士課程に進学しようとする者は、博士課程において指導を受けようとする教員の承認を得た上、進学願書を教育部長に提出しなければならない。

3 教育部長は、進学願書を受け付けたときは、博士課程の各専攻に選考を付託するものとする。

4 博士課程の各専攻は、進学の選考が終了したときは、その結果を各領域委員会に報告するものとする。

5 博士課程の各領域委員会は、前項の報告に基づいて進学を承認するものとする。

(教育職員免許状取得)

第18条 教育職員免許法による免許状を取得しようとする者は、同法に定める単位を修得しなければならない。

2 修士課程において、教員の免許状の所要資格を取得できる専攻は次に掲げる専攻とし、取得できる教員の免許状の種類は、次のとおりとする。

高等学校教諭専修免許状（工業）

工学専攻

3 第1項に定める単位は、別表3に掲げる授業科目のうちから修得するものとする。

第3章 博士課程

(履修基準)

第19条 博士課程の学生は、別表4に定める基準に従って、所定の単位を修得しなければなら

ない。

(授業科目及び単位数)

第20条 博士課程で開講する専攻別の授業科目及び単位数は、別表5のとおりとする。

(単位の基準)

第21条 1単位の授業科目は、45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業の教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位を計算するものとする。

- (1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で、各専攻の定める時間の授業をもって1単位とする。
 - (2) フィールド・リサーチ、実験及び研究については、30時間から45時間までの範囲で、各専攻の定める時間の授業をもって1単位とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、学位論文の作成に関する特別研究等の授業科目において、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

(指導教員)

第22条 教授会は博士課程の学生に対して、博士の学位論文の作成等に対する研究指導（以下「研究指導」という。）を行う教員（以下「指導教員」という。）を定める。

- 2 前項の研究指導は、指導教員グループを定めて行うことができる。
- 3 指導教員及び指導教員グループについては、別に定める。

(転専攻)

第23条 大学院学則第17条第1項の規定により、博士課程の学生で、転専攻を志願する者は、教育部長に転専攻願を提出し、教授会の承認を得るものとする。

- 2 (削除)
- 3 転専攻の時期は、原則として学期の始めとし、転専攻願の提出は2ヶ月前までに行うものとする。
- 4 転専攻願の提出に際しては、現に在籍する専攻の指導教員及び転専攻先の指導教員の承認を得なければならない。
- 5 3年博士課程の専攻から4年博士課程の専攻に転専攻した場合の修了要件は、大学院学則第38条の規定によるものとする。
- 6 4年博士課程の専攻から3年博士課程の専攻に転専攻した場合の修了要件は、大学院学則第39条の規定によるものとする。
- 7 3年博士課程の専攻から3年博士課程の異なる修了要件の専攻に転専攻した場合は、転専攻後の専攻の修了要件によるものとする。
- 8 前3項の場合における在学期間は、教授会が定める。
- 9 大学院学則第25条の規定による転専攻前に修得した授業科目の単位の認定は、各専攻が行う。

(他の研究科及び他の大学院における授業科目の履修)

第24条 大学院学則第22条及び第23条の規定により、修得した単位は、合計10単位を限度として第19条に規定する単位として認めることができる。

(他の専攻及び修士課程の授業科目の履修)

第25条 指導教員が特に必要と認めるものに限り、他の専攻の授業科目を当該科目担当教員の承認を得て履修することができる。この場合において、修得した単位は8単位を限度として第19条に規定する単位として認めることができる。

- 2 指導教員が特に必要と認めるものに限り、修士課程による授業科目を当該科目担当教員の承認を得て履修することができる。この場合において、履修した単位は2単位まで第19条に規定する単位数に含ませることができる。

- 3 前項及び前条の規定により修得した単位は、教授会の議に基づき、合計10単位まで第19条に規定する単位として認めることができる。

(他の大学院等における研究指導)

第26条 教育部は大学院学則第24条の規定により、学生が他の大学院等において研究指導を受けることを認める場合は、当該大学院との協議に基づき教授会の承認を得なければならない。

- 2 前項の規定により受けた研究指導は、博士課程において受けたものの一部とみなすことができる。

(入学前の既修得単位の認定)

第27条 大学院学則第26条の規定により、入学前に修得した単位は、教授会の議に基づき10単位を超えない範囲で第19条に規定する単位として認めることができる。

(転入学による既修得単位の認定)

第28条 他の大学院からの転入学を許可された学生の既修得単位の認定は、教授会が行う。

(履修申告)

第29条 学生は、履修しようとする授業科目を、指定された期間内に、所定の様式により届けるものとする。

- 2 他の専攻の授業科目を履修しようとするときは、事前に指導教員及び当該科目担当教員の承認を受けなければならない。
- 3 他の研究科の授業科目を履修しようとするときは、事前に指導教員及び当該科目担当教員の承認を受け、教育部長及び他の研究科長の許可を受けなければならない。
- 4 他の大学院（外国の大学院を含む。）の授業科目を履修しようとするときは、指導教員の承認を受けた上、山梨大学学生交流規則の規定により学長の許可を受けなければならない。
- 5 修士課程による授業科目を履修しようとするときは、事前に指導教員及び当該科目担当教員の承認を受け、教育部長の許可を受けなければならない。
- 6 学年の始期が異なる外国の大学院に留学していたため、所定の手続ができなかった者は、帰国後、該授業科目の担当教員の承認を受けて、留学前に履修申告した授業科目を、引き続き履修することができる。

(単位修得の認定)

第30条 単位修得の認定は、授業科目の担当教員が、試験又は研究報告の審査の成績により行う。

(成績)

第31条 試験又は研究報告の審査の成績は、100点を満点とする点数により表示し、60点以上を合格とする。

- 2 前項の素点の成績を評語をもって表すときは、次のとおりとする。

- (1) S 95～100点
- (2) S⁻ 90～94点
- (3) A⁺ 87～89点
- (4) A 83～86点
- (5) A⁻ 80～82点
- (6) B⁺ 77～79点
- (7) B 73～76点
- (8) B⁻ 70～72点
- (9) C 66～69点
- (10) C⁻ 60～65点
- (11) F 0～59点及び未受験

(博士の学位論文)

第32条 博士課程の学生は、博士の学位論文を指導教員又は指導教員グループの承認を得て、教育部長に提出しなければならない。

2 学位論文は、所定の単位数を修得した者でなければ提出することができない。

(最終試験)

第33条 博士課程の最終試験を受験することができる者は、博士の学位論文の審査を終了した者でなければならない。

第4章 雑則

(その他の事項)

第34条 この細則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この細則は、平成28年4月1日から施行する。

2 前項の規定にかかわらず、平成28年3月31日以前に山梨大学大学院医学工学総合教育部に入学し、引き続き在学する者については、従前の例による。

3 山梨大学大学院医学工学総合教育部規程（平成16年4月1日制定）は廃止する。

別表2 (山梨大学大学院医工農学総合教育部細則第3条関係) (抜粋)

修 士 課 程

・【看護学専攻】

科目 区分	科目番号	授 業 科 目	単位数	備 考
専攻 共通科目	GNC5000	看護保健統計論	2	
	GNC5001	看護環境論	2	
	GNC5002	ヘルスアセスメント特論	2	
	GNC5003	看護教育論	2	
	GNC5004	看護倫理学特論	2	
	GNC5005	看護実践方法論	2	
	GNC5006	看護研究方法論	2	
	GNC5007	看護管理学特論	2	
	GNC5008	遺伝看護学特論	2	
	GNC5009	在宅看護学特論	2	
	GNC5010	認知症看護学特論	2	
	GNC5011	高齢者地域ケアシステム論	2	
専門科目	GSN5000	基礎看護学特論	2	○
	GSN5001	基礎看護学演習	6	○
	GSN5002	臨床看護学特論	2	○
	GSN5003	臨床看護学演習	6	○
	GSN5004	地域看護学特論	2	○
	GSN5005	地域看護学演習	6	○
	GSN5006	高齢者看護学特論	2	○
	GSN5007	高齢者看護学演習	6	○
	GSN5008	精神看護学特論	2	○
	GSN5009	精神看護学演習	6	○
	GSN5010	感染看護学特論	2	○
	GSN5011	感染看護学演習	6	○
	GSN5012	産業保健看護学特論	2	○
	GSN5013	産業保健看護学演習	6	○
	GSN5014	排泄看護学特論	2	○
	GSN5015	排泄看護学演習	6	○
	GSN5016	国際看護学特論	2	○
	GSN5017	国際看護学演習	6	○
	GSN5018	母性看護学特論	2	○
	GSN5019	母性看護学演習	6	○
	GSN5020	小児看護学特論	2	○
	GSN5021	小児看護学演習	6	○
	GSN6000	基礎看護学特別研究	1 2	○
	GSN6001	臨床看護学特別研究	1 2	○
	GSN6002	地域看護学特別研究	1 2	○
	GSN6003	高齢者看護学実習	6	○
	GSN6004	高齢者看護学実践研究	6	○
	GSN6005	高齢者看護学特別研究	1 2	○
	GSN6006	精神看護学特別研究	1 2	○
	GSN6007	感染看護学特別研究	1 2	○
	GSN6008	産業保健看護学特別研究	1 2	○
	GSN6009	排泄看護学特別研究	1 2	○
	GSN6010	国際看護学特別研究	1 2	○
	GSN6011	母性看護学特別研究	1 2	○
	GSN6012	小児看護学特別研究	1 2	○

(注)

1. 備考欄中の○印は選択必修科目で、研究テーマに関連する特論、演習、特別研究（または、実習および実践研究）の単位を修得しなければならない。

別表 5 (山梨大学大学院医工農学総合教育部細則第 20 条関係) (抜粋)

< 3 年博士課程 >

・【ヒューマンヘルスケア学専攻】

科目番号	授 業 科 目	単位数	備 考
410510	生命倫理学・環境心理学特論	2	●
413000	基礎看護学特論	2	★
413010	臨床看護学特論	2	★
413021	母性看護学特論	2	★
413022	小児看護学特論	2	★
413023	遺伝看護学特論	2	★
413030	家族看護学特論Ⅰ	2	★
413040	家族看護学特論Ⅱ	2	★
413041	高齢者看護学特論	2	★
413045	国際看護学特論	2	★
413046	国際保健看護学特論	2	★
413050	健康人間学特論	2	★
413060	健康行動科学特論	2	★
413070	家庭健康学特論	2	
413080	保健教育学特論	2	★
413090	健康運動学特論	2	★
413095	精神保健看護学特論	2	★
413100	バリアフリーデザイン学特論	2	
413110	ユニバーサルデザイン学特論	2	
413120	ヒューマンヘルスケア学特別演習	2	★
413130	ヒューマンヘルスケア学特別研究	4	★

(注) 1. 備考欄中の●印は必修科目で、その単位を修得しなければならない。

2. 備考欄中の★印は選択必修科目で、研究テーマに関連する特論を 2 科目、特別演習、特別研究の単位を修得しなければならない。

○ 山梨大学大学院医工農学総合教育部GPA制度に関する要項

制定 平成28年4月1日

(目的)

第1条 この要項は、山梨大学大学院医工農学総合教育部（以下「教育部」という。）におけるグレードポイントアベレージ（以下「GPA」という。）について必要な事項を定め、学生の学習意欲を高めるとともに、厳格な成績評価と学生支援に資することを目的とする。

(定義)

第2条 「GPA」とは、各授業科目11段階の成績評価に対応して4～0のグレードポイント（以下「GP」という。）を付与して算出する1単位当たりのGP平均値をいう。

2 GPA対象授業科目は、次の各号に掲げる授業科目とする。

- (1) 100点を満点として成績評価されるすべての授業科目
- (2) 山梨大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第22条及び第23条の規定により履修した授業科目であって、第1号の要件を満たす授業科目
- (3) 大学院学則第26条の規定により、本教育部における授業科目の履修により修得したものとみなされた授業科目であって、第1号の要件を満たす授業科目

3 成績評価が点数によらない以下の科目及び未入力又は保留の授業科目については、GPAの対象から除く。

- (1) 合格か不合格かだけを判定する授業科目
- (2) 転入学した際の単位認定科目
- (3) 本学入学前に修得した単位認定科目
- (4) 他の大学院等との単位互換等で修得した科目

(成績評価およびGP)

第3条 教育部で定める成績評価並びにGPは、次のとおりとする。

- | | | |
|---------------------|-------------|----------|
| (1) S | (95～100) | GP = 4.0 |
| (2) S ⁻ | (90～94) | GP = 3.7 |
| (3) A ⁺ | (87～89) | GP = 3.3 |
| (4) A | (83～86) | GP = 3.0 |
| (5) A ⁻ | (80～82) | GP = 2.7 |
| (6) B ⁺ | (77～79) | GP = 2.3 |
| (7) B | (73～76) | GP = 2.0 |
| (8) B ⁻ | (70～72) | GP = 1.7 |
| (9) C | (66～69) | GP = 1.3 |
| (10) C ⁻ | (60～65) | GP = 1.0 |
| (11) F | (0～59及び未受験) | GP = 0.0 |
| (12) N | (無資格) | GP = 0.0 |
| (13) T | (認定) | GP = 対象外 |
| (14) I | (未入力、保留) | GP = 対象外 |

(GPAの種類及び計算方法)

第4条 GPAは、当該学期に履修した第2条第2項各号に定めるGPA対象科目について、学期GPA及び通算GPAに区分し、各区分の定める方法により計算するものとし、計算値は小数点以下第2位を四捨五入して表記するものとする。

- (1) 学期GPAは、当該学期の授業科目ごとに得たGPに当該授業科目の単位数を乗じる計算を、当該学期に成績評価を受けた授業科目分を行い、その合計を当該学期に成績評価を受けた授業科目の単位数の合計で除して算出する。

学期GPA = (当該授業科目のGP × 当該学期に履修登録した授業科目の単位数) の合計 ÷ 当該学期の成績評価を受けた授業科目の単位数の合計

- (2) 通算GPAは、入学時からの現在の学期までの授業科目ごとに得たGPに、当該授業科目の単位数を乗じる計算を、入学時からの現在の学期までに成績評価を受けた授業科目分行い、その合計を入学時からの現在の学期までに成績評価を受けた授業科目の単位数の合計で除して算出する。

通算GPA = (入学時からの当該授業科目のGP × 履修登録した授業科目の単位数) の合計 / 入学時から成績評価を受けた授業科目の単位数の合計

(GPA計算期日)

第5条 GPAの計算は、学期ごとに指定された期日（以下「GPA計算期日」という。）までに確定した成績に基づいて行う。

- 2 第3条第14号に規定する成績の保留又は追試験等のため期日までに成績が確定していない科目については、計算上は履修していないものとして取扱う。
- 3 GPA計算期日は、原則として前期にあつては9月1日、後期にあつては3月10日とする。

(履修の取り消し)

第6条 一度履修登録した科目であっても、受講目的が達成されないなどの理由により履修を取り消すことができる。

- 2 履修の取り消しは、別に定める履修取り消し期間に行うことができる。ただし、履修取り消し期間内に手続を行わない場合は、当初申請した履修科目が成績評価の対象となる。
- 3 前項の規定にかかわらず、病気・事故等やむを得ない事情による場合は、履修取り消し期間以降においても履修を取り消すことができる。
- 4 履修登録修正期限までに履修登録を取り消した場合を除き、履修を放棄した科目の成績は第3条第12号に規定する無資格として扱う。

(再履修等における授業科目の取扱い)

第7条 不合格（F又はN GP=0）と評価され、後に再履修等によって合格となった場合は、不合格の成績評価と新たな成績評価を併記して記録する。

(GPAの通知及び記載)

第8条 GPAの学生への通知は、学期GPA及び通算GPAを記載した修得単位通知書により行う。

- 2 学期GPA及び通算GPAは、成績証明書及び成績原簿に記載する。

(GPAデータの提供及び活用)

第9条 本学職員が、教育活動の改善等を目的として行なう調査研究等においてGPAデータの提供を希望する場合は、別紙申請書により、大学教育センター長に申請するものとする。

- 2 大学教育センター長は、前項の申請理由が適当であると判断したときは、GPAに係る各種資料を提供するものとする。

第10条 削除

(その他)

第11条 この要項に定めるもののほか、GPAに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要項は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、施行日前に医学工学総合教育部に在学する者については、従前の例による。
- 3 山梨大学大学院医学工学総合教育部GPA制度に関する要項（平成24年4月1日制定）は廃止する。

○山梨大学大学院医工農学総合教育部修士課程看護学専攻学位論文審査要項

制 定 平成28年 4月 1日

1 総 則

(目的)

第1条 この要項は、山梨大学学位細則（以下「学位細則」という。）及び山梨大学大学院医工農学総合教育部細則（以下「教育部細則」という。）に定めるもののほか、山梨大学大学院医工農学総合教育部修士課程看護学専攻（以下「看護学専攻」という。）の学位審査等について、必要な事項を定めることを目的とする。

(研究の進捗状況の確認)

第2条 看護学専攻の学生は研究の進捗状況の確認を受けなければならない。

2 前項の実施時期及び実施方法は、山梨大学大学院医工農学総合教育部修士課程看護学専攻委員会（以下、「看護学専攻委員会」という。）が定めるものとする。

(学位審査の申請資格等)

第3条 学位審査の申請は、所定の提出日において、山梨大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第37条に定める修了要件を、当該提出日に対応する修了日までに、具備できる見込みのある者でなければならない。

(申請資格の審査)

第4条 看護学専攻委員会において、次の各号に掲げる事項を審査する。

- (1) 在学年数
- (2) 単位修得状況
- (3) その他

(学位論文)

第5条 学位論文は、原則として、単著とする。ただし、次の各号の条件を満たすものであれば、共著の場合であっても差し支えない。

- (1) 学位論文の提出者が筆頭の著者であること。
- (2) 他の共著者から当該論文を学位論文として使用しても差し支えない旨の確約が得られていること。
- (3) 他の共著者から当該論文を学位論文として学位授与の申請に使用しない旨の確約が得られていること。
- (4) 学位論文の提出者が、その研究において、自ら担当した部分を明記した和文または英文の報告書を作成して、研究及び学位論文作成において中心的な役割を果たしたことを明確にすること。

2 前項第1号に規定する筆頭者には、共著論文における著者名がアルファベット順等特定の配列が規定された学術誌の場合にあっては、学位申請者が主たる研究者であることを示す他の共著者の承諾書（別記様式第4号）がある者とする。

3 学位論文は、次の各号のいずれかとする。ただし、第2号の場合においては当該雑誌掲載受理証明書を添付すれば、投稿論文の原稿をもって代えることができる。

- (1) 未印刷公表の論文原稿
- (2) レフリー制の学術雑誌に掲載された論文別刷り

(学位論文等の提出)

第6条 学位論文の審査を願い出る者は、次の各号に掲げる書類を指導教員の承認を得て、医工農学総合教育部長（以下「教育部長」という。）に提出するものとする。

- (1) 修士論文審査願（別記様式第1号）

1 部

- | | |
|-------------------------------------|-----|
| (2) 修士論文 | 4 部 |
| (3) 論文目録（別記様式第 2 号） | 4 部 |
| (4) 論文内容要旨（別記様式第 3 号） | 4 部 |
| (5) 学業成績証明書 | 1 部 |
| (6) 指導教員の推薦書 | 1 部 |
| (7) 参考論文がある場合は当該論文 | 4 部 |
| (8) 学位論文が共著論文である場合は当該承諾書（別記様式第 4 号） | 1 部 |
| (9) 学位論文が共著論文である場合は自己の担当部分についての報告書 | 4 部 |

2 学位論文等の提出期限は、次の各号のいずれかとする。

- (1) 3 月修了の場合 1 月第 2 金曜日
- (2) 9 月修了の場合 7 月第 2 金曜日

3 教育部長は、学位論文等を受け付けたときは、その旨を看護学専攻委員会委員長に通知する。

（論文審査委員会の設置及び論文審査委員の選出）

第 7 条 教育部長は、受理した学位論文の審査を山梨大学大学院医工農学総合教育部教授会（以下、「教授会」という。）に付託する。教授会は、申請者ごとに論文審査委員会を設けて審査する。

2 看護学専攻委員会委員長は、前条第 3 項の通知に基づき、論文審査委員会の委員候補者として、看護学専攻の専任教員のうちから、当該学位論文に係る指導教員及び副指導教員以外の教授 1 人以上を含む 3 人を選出する。

ただし、学位論文の審査のため必要があるときは、委員候補者に 1 人を限度として、他の専攻、他の研究科、他の大学院又は研究所等の教員等を含むことができる。

3 看護学専攻委員会委員長は、委員候補者を看護学専攻委員会に報告する。

4 看護学専攻委員会は、前項の報告に基づいて審議し、その結果を教授会に提案する。

5 教授会は、前項の提案に基づき、論文審査委員を決定する。この場合において、論文審査委員の中に他の研究科等の教員等を含むときは、その教員等の資格を教授会が判定するものとする。

（論文審査委員会委員長）

第 8 条 教育部長は、教授会の議を経て、論文審査委員のうちから委員長を指名する。この場合において、委員長には、当該学位論文に係る指導教員及び副指導教員以外の看護学専攻委員会委員をもって充てるものとする。

（学位論文の評価基準）

第 8 条の 2 次の各号の評価基準に基づき学位論文を審査する。

(1) 論文のテーマの設定

論文のテーマが、学術的意義、新規性及び当該分野に関する貢献を有するよう適切に設定されていること。

(2) 論文の論理性

研究成果が論文のテーマに沿っており、論理の一貫性が保たれていること。

(3) 論文の記述と構成

論文の記述と構成が適切かつ体系的であり、その研究結果の分析と考察が整合性を持つこと。

(4) 研究の倫理

国の倫理指針の対象となる研究については、該当する指針に基づいて実施されていること。論文が捏造、改ざんのない公正なデータに基づき作成されていること。他者の論文等からの剽窃がないこと。

（最終試験の通知）

第 9 条 論文審査委員会は、学位細則第 11 条に規定する最終試験を行う場合は、実施日の 14 日前までに本人に通知するものとする。

(学位論文公聴会)

第10条 論文審査委員会は、学位論文公聴会を公開で行うものとし、実施時期は原則として修士論文審査後とする。

(修士論文審査等の結果の報告)

第11条 論文審査委員会委員長は、修士論文審査及び最終試験の結果を審査結果報告書（別記様式第5号）により、教授会に報告する。

(学位授与の判定)

第12条 教授会は、前条の報告に基づき、学位授与の可否について、審議し、教育部長に報告する。

(学位の授与)

第13条 修士課程を修了する者に係る学位記の授与は、3月及び9月とする。

(修士論文の再提出)

第14条 学位を授与された者は、修士論文に表紙をつけて製本したもの2部を修了時までに教育部長に提出するものとする。

(その他)

第15条 その他必要な事項は、看護学専攻委員会の議を経て、看護学専攻委員会が定める。

別記様式 略

附 則

- 1 この要項は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、施行日前に山梨大学大学院医学工学総合教育部修士課程看護学専攻に在籍する者については、従前の例による。
- 3 修士課程看護学専攻学位論文審査要項（平成16年4月1日制定）は廃止する。

○山梨大学大学院医工農学総合教育部博士課程医学工学融合領域学位論文審査要項

制 定 平成28年 4月 1日

1 総 則

(目的)

第1条 この要項は、山梨大学学位細則（以下「学位細則」という。）及び山梨大学大学院医工農学総合教育部細則（以下「教育部細則」という。）に定めるもののほか、山梨大学大学院医工農学総合教育部博士課程医学工学融合領域の学位審査等について、必要な事項を定めることを目的とする。

2 課程修了による博士の学位

I ヒューマンヘルスケア学専攻

(学位論文の中間審査の受験)

第2条 ヒューマンヘルスケア学専攻の学生は、学位細則第4条の規定に基づき、学位論文中間審査（以下「中間審査」という。）を受験しなければならない。ただし、山梨大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第39条第1項ただし書き及び第39条第2項に規定する修了要件に該当する者については、この限りでない。

2 前項の中間審査を受験できる者は、博士課程に1年以上在学し、教育部細則第20条に規定する授業科目を12単位以上修得した者でなければならない。

(中間審査の申請)

第3条 中間審査を受験しようとする者は、主指導教員の承認を得た上、医工農学総合教育部長（以下「教育部長」という。）に学位論文中間審査申請書を提出するものとする。

(中間審査申請の通知及び中間審査の付託)

第4条 教育部長は、前条の申請書を受理したときは、医学工学融合領域ヒューマンヘルスケア学専攻専門委員会委員長（以下「ヒューマンヘルスケア学専攻専門委員会委員長」という。）にその旨を通知し、医学工学融合領域委員会に中間審査を付託するものとする。

(中間審査委員会の設置及び中間審査委員の選出)

第5条 医学工学融合領域委員会は、提出された申請者ごとに、学位論文中間審査委員会（以下「中間審査委員会」という。）を設置する。

2 ヒューマンヘルスケア学専攻専門委員会委員長は、前条の通知に基づき、中間審査委員会の委員候補者として、次の各号に掲げる教員を5人以上選出する。

(1) 主指導教員

(2) 上記以外のヒューマンヘルスケア学専攻の専任教員2名以上

(3) 人間環境医工学専攻の専任教員1名以上

ただし、必要に応じて、委員候補者に、上記以外に医工農学総合教育部博士課程の専任教員を含むことができる。

3 前項の規定にかかわらず、学位論文の中間審査のため必要があるときは、委員候補者に1人を限度として、他の研究科、他の大学院又は研究所等の教員等を含むことができる。

4 ヒューマンヘルスケア学専攻専門委員会委員長は、委員候補者を医学工学融合領域委員会に報告する。

5 医学工学融合領域委員会は、前項の報告に基づき、中間審査委員会の委員長及び委員を決定する。

(学位論文の中間審査)

第6条 学位論文の中間審査は、次の各号に掲げる事項について行う。

(1) 養成しようとする人材にふさわしい学識

(2) 学位論文の進捗状況(研究計画の内容及び進捗状況)

2 前項の事項を確認するために、原則として発表会を行う。

3 学位論文の中間審査の実施時期は、第11条第2項に定める学位論文提出期限の1年前を目安とする。

(中間審査結果の報告)

第7条 中間審査委員会の委員長は、学位論文の中間審査が終了した時は、その結果を医学工学融合領域委員会に報告するものとする。

(学位審査の申請資格等)

第8条 学位審査の申請は、学位論文の中間審査に合格した後(第2条第1項のただし書きに該当する者を除く。)、所定の提出日において、大学院学則第39条に定める修了要件を、当該提出日に対応する修了日まで、具備できる見込みのある者でなければならない。

(申請資格の審査)

第9条 医学工学融合領域ヒューマンヘルスケア学専攻専門委員会(以下「ヒューマンヘルスケア学専攻専門委員会」という。)において、次の各号に掲げる事項を審査する。

(1) 在学年数

(2) 単位修得状況

(3) その他

(学位論文)

第10条 学位論文は、原則として、単著とする。ただし、次の各号の条件を満たすものであれば、共著の場合であっても差し支えない。

(1) 学位論文の提出者が筆頭の著者であること。

(2) 他の共著者から当該論文を学位論文として使用しても差し支えない旨の確約が得られていること。

(3) 他の共著者から当該論文を学位論文として学位授与の申請に使用しない旨の確約が得られていること。

(4) 学位論文の提出者が、その研究において、自ら担当した部分をまとめた和文または英文による論文形式によって書かれた報告書を作成して、研究及び学位論文作成において中心的な役割を果たしたことを明確にすること。

2 前項第1号に規定する筆頭者には、共著論文における著者名がアルファベット順等特定の配列が規定された学術誌の場合にあっては、学位申請者が主たる研究者であることを示す他の共著者の承諾書(所定様式)がある者とする。

3 学位論文は、次の各号のいずれかとする。ただし、第2号の場合においては当該雑誌掲載受理証明書を添付すれば、投稿論文の原稿をもって代えることができる。

(1) 未印刷公表の論文原稿

(2) レフリー制の学術雑誌に掲載された論文別刷り

(学位論文等の提出)

第11条 学位論文の審査を願い出る者は、次の各号に掲げる書類を指導教員の承認を得て、教育部長に提出するものとする。

(1) 申請資格審査願(所定様式) 1部

(2) 履歴書(所定様式) 1部

(3) 在学証明書 1部

(4) 成績証明書 1部

(5) 博士論文審査願(所定様式) 1部

(6) 博士論文 7部

(7) 論文目録(所定様式) 7部

- | | |
|--|-----|
| (8) 論文内容要旨（所定様式） | 7 部 |
| (9) 主指導教員の推薦書 | 1 部 |
| (10) 参考論文がある場合は当該論文 | 7 部 |
| (11) 学位論文公表承諾書（所定様式） 又は
学位論文限定公表申請書（所定様式） | 1 部 |
| (12) 学位論文が共著論文である場合は当該承諾書（所定様式） | 1 部 |
| (13) 学位論文が共著論文である場合は自己の担当部分についての報告書 | 7 部 |

2 学位論文等の提出期限は、次の各号のいずれかとする。

- (1) 3 月修了の場合 1 2 月第 2 金曜日
- (2) 9 月修了の場合 6 月第 2 金曜日

上記以外の修了の場合は、ヒューマンヘルスケア学専攻専門委員会が指定する日

3 教育部長は、学位論文等を受け付けたときは、その旨をヒューマンヘルスケア学専攻専門委員会委員長に通知する。

（論文審査委員会の設置及び論文審査委員の選出）

第 12 条 教育部長は、受理した学位論文の審査を教授会に付託する。教授会は、申請者ごとに論文審査委員会を設けて審査する。

2 ヒューマンヘルスケア学専攻専門委員会委員長は、前条第 3 項の通知に基づき、論文審査委員会の委員候補者として、次の各号に掲げる教員を 5 人以上選出する。

- (1) 主指導教員
- (2) 上記以外のヒューマンヘルスケア学専攻の専任教員 2 名以上
- (3) 人間環境医工学専攻の専任教員 1 名以上

ただし、必要に応じて、委員候補者に、上記以外に医工農学総合教育部博士課程の専任教員を含むことができる。

3 前号の規定にかかわらず、学位論文の審査のため必要があるときは、委員候補者に 1 人を限度として、他の研究科、他の大学院又は研究所等の教員等を含むことができる。

4 ヒューマンヘルスケア学専攻専門委員会委員長は、委員候補者を医学工学融合領域委員会に報告する。

5 医学工学融合領域委員会は、前項の報告に基づいて審議し、その結果を教授会に提案する。

6 教授会は、前項の提案に基づき、論文審査委員を決定する。この場合において、論文審査委員の中に他の研究科等の教員等を含むときは、その教員等の資格を教授会が判定するものとする。

（論文審査委員会委員長）

第 13 条 教育部長は、教授会の議を経て、論文審査委員のうちから委員長を指名する。この場合において、委員長には、主指導教員以外のヒューマンヘルスケア学専攻の専任教授をもって充てるものとする。

（学位論文の評価基準）

第 13 条の 2 次の各号の評価基準に基づき学位論文を審査する。

- (1) 論文のテーマの設定
論文のテーマが、学術的意義、新規性及び当該分野に関する貢献を有するよう適切に設定されていること。
- (2) 論文の論理性
研究成果が論文のテーマに沿っており、論理の一貫性が保たれていること。
- (3) 論文の記述と構成
論文の記述と構成が適切かつ体系的であり、その研究結果の分析と考察が整合性を持つこと。
- (4) 研究の倫理
国の倫理指針の対象となる研究については、該当する指針に基づいて実施されていること。論文が捏造、改ざんのない公正なデータに基づき作成されていること。他者の論文等からの剽窃がないこと。

(最終試験の通知)

第14条 論文審査委員会は、学位細則第11条に規定する最終試験を行う場合は、実施日の14日前までに本人に通知するものとする。

(学位論文公聴会)

第15条 論文審査委員会は、学位論文公聴会を公開で行うものとし、実施時期は原則として博士論文審査前とする。

(博士論文審査等の結果の報告)

第16条 論文審査委員会委員長は、博士論文審査等の結果を以下の書類により、教授会に報告する。

(1) 博士論文審査の結果の要旨(所定様式)

(2) 最終試験の結果の要旨(所定様式)

(学位授与の判定)

第17条 教授会は、前条の報告に基づき、学位授与の可否について、審議し、議決する。

(学位論文の公表)

第17条の2 学位細則第21条の規定に基づく博士論文の公表は、博士の学位を授与された日から1年以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表するものとし、公表にあたっては、インターネットにより行うことを原則とする。ただし、やむを得ない事由がある場合には、学長の承認を受けて、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。

II 人間環境医工学専攻：生命情報システム学コース (略)

III 人間環境医工学専攻：生体環境学コース (略)

3 課程修了によらない学位

I ヒューマンヘルスケア学専攻

(論文提出による学位の申請資格等)

第41条 学位細則第3条第5項の規定により学位の授与を申請することのできる者は、博士課程の入学資格の有無にかかわらず、次の各号の一に該当する研究歴を有し、かつ、外国語に関する学力を確認するために行う外国語試験に合格した者とする。

(1) 看護学の修士(博士前期)課程を修了した者で、6年以上の研究歴を有する者

(2) ヒューマンヘルスケア学専攻専門委員会が前号と同等以上と認めた者

2 前項に規定する研究歴とは、次に掲げるものとする。

(1) 大学の専任職員として看護学の研究に従事した期間

(2) 大学院の看護学研究科の博士(博士後期)課程を退学した者の場合は、大学院に在学した期間

(3) 大学院の研究生として看護学の研究に従事した期間

(4) 官公庁又は民間企業等において看護学の研究に従事した期間

(5) ヒューマンヘルスケア学専攻専門委員会が前各号と同等以上と認めた期間

3 前2項により研究歴を算定する場合は、本学における研究歴を2年以上必要とする。

(申請資格の審査)

第42条 ヒューマンヘルスケア学専攻専門委員会において、次の各号に掲げる事項を審査する。

- (1) 研究歴
- (2) 外国語試問合格の有無
- (3) その他

(外国語試問)

第43条 外国語に関する学力の確認のために行う外国語試問の日時、場所その他必要な事項については、ヒューマンヘルスケア学専攻専門委員会の議を経て、ヒューマンヘルスケア学専攻専門委員会委員長が定めるものとする。

2 ヒューマンヘルスケア学専攻専門委員会委員長は、前項により試問の日時、場所その他必要な事項について定めたときは、試問実施日の1月前に公示し、当該実施日まで公示するものとする。

3 外国語試問は、大学院入学試験における外国語試験を活用することができる。

第44条 外国語試問を受けようとする者は、外国語試問受験願（所定様式）を医学域学務課に提出するものとする。この場合において、指導教員の指導又は博士論文を紹介する教員の推薦がある者については、当該教員の承諾を得た上で提出するものとする。

第45条 外国語試問合格者には、外国語試問合格証明書（所定様式）を交付する。

(退学者の取扱い)

第46条 博士課程ヒューマンヘルスケア学専攻に3年以上在学し、所定の単位を修得して退学した者が、再入学しないで論文提出による学位の審査を願い出たときは、学位細則第3条第5項の規定により学位の授与を申請したものとして取り扱う。

(外国語試問の免除)

第47条 前条の願出が退学後3年以内である場合に限り、外国語試問を免除することができる。

(学位論文)

第48条 第10条の規定を準用する。

(学位論文等の提出)

第49条 学位論文の審査を願い出る者は、次の各号に掲げる書類を指導教員又は博士論文を紹介する教員の承認を得て、教育部長に提出するものとする。

- | | |
|--|---------------|
| (1) 申請資格審査願（所定様式） | 1部 |
| (2) 履歴書（所定様式） | 1部 |
| (3) 最終学歴の卒業（修了）証明書 | 1部 |
| (4) 研究歴証明書 | 1部 |
| (5) 外国語試問合格証明書（所定様式） | 1部 |
| (6) 学位申請書（所定様式） | 1部 |
| (7) 博士論文 | 1編（正本1部、副本7部） |
| (8) 論文目録（所定様式） | 7部 |
| (9) 論文内容要旨（所定様式） | 7部 |
| (10) 主指導教員の推薦書 | 1部 |
| (11) 参考論文がある場合は当該論文 | 7部 |
| (12) 学位論文公表承諾書（所定様式） 又は
学位論文限定公表申請書（所定様式） | 1部 |
| (13) 学位論文が共著論文である場合は当該承諾書（所定様式） | 1部 |
| (14) 学位論文が共著論文である場合は自己の担当部分についての報告書 | 7部 |
| (15) 学位論文審査手数料 | |

2 学位論文等の提出期限は、次の各号のいずれかとする。

- (1) 3月修了の場合 12月第2金曜日
- (2) 9月修了の場合 6月第2金曜日

3 教育部長は、学位論文等を受け付けたときは、その旨をヒューマンヘルスケア学専攻専門委

員会委員長に通知する。

(論文審査委員会の設置及び論文審査委員の選出)

第50条 教育部長は、受理した学位論文の審査を教授会に付託する。教授会は、申請者ごとに論文審査委員会を設けて審査する。

2 ヒューマンヘルスケア学専攻専門委員会委員長は、前条第3項の通知に基づき、論文審査委員会の委員候補者として、次の各号に掲げる教員を5人以上選出する。

(1) 指導教員若しくは博士論文を紹介した教員

(2) 上記以外のヒューマンヘルスケア学専攻の専任教員3名以上

(3) 人間環境医工学専攻の専任教員1名以上

ただし、必要に応じて、委員候補者に1人を限度として、上記以外に医学工学総合教育部博士課程の専任教員を含むことができる。

3 前号の規定にかかわらず、学位論文の審査のため必要があるときは、委員候補者に1人を限度として、他の研究科、他の大学院又は研究所等の教員等を含むことができる。

4 ヒューマンヘルスケア学専攻専門委員会委員長は、委員候補者を医学工学融合領域委員会に報告する。

5 医学工学融合領域委員会は、前項の報告に基づいて審議し、教授会に提案する。

6 教授会は、前項の提案に基づき、論文審査委員を決定する。この場合において、論文審査委員の中に他の研究科等の教員等を含むときは、その教員等の資格を教授会が判定するものとする。

(論文審査委員会委員長)

第51条 教育部長は、教授会の議を経て、論文審査委員のうちから委員長を指名する。この場合において、委員長には、指導教員若しくは博士論文を紹介した教員以外のヒューマンヘルスケア学専攻の専任教授をもって充てるものとする。

(学位論文の評価基準)

第51条の2 第13条の2の規定を準用する。

(学力の確認の通知)

第52条 論文審査委員会は、学位細則第12条に規定する学力の確認を行う場合は、実施日の14日前までに本人に通知するものとする。

(学位論文公聴会)

第53条 第15条の規定を準用する。

(博士論文審査等の結果の報告)

第54条 論文審査委員会委員長は、博士論文審査等の結果を以下の書類により、教授会に報告する。

(1) 博士論文審査の結果の要旨(所定様式)

(2) 専攻分野に関する学力の確認の結果の要旨(所定様式)

(学位授与の判定)

第55条 教授会は、前条の報告に基づき、学位授与の可否について、審議し、議決する。

(学位論文の公表)

第55条の2 第17条の2の規定を準用する。

II 人間環境医工学専攻：生命情報システム学コース (略)

Ⅲ 人間環境医工学専攻：生体環境学コース
(略)

4 その他

(その他の事項)

第81条 その他必要な事項は、医学工学融合領域委員会が定める。

附 則

- 1 この要項は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 平成28年3月31日以前に山梨大学大学院医学工学総合教育部博士課程医学工学融合領域に入学し、引き続き在学する者については、従前の例による。
- 3 医学工学総合教育部博士課程医学工学融合領域学位論文審査要項(平成16年4月1日制定)は廃止する。

○山梨大学大学院医工農学総合教育部博士課程医学工学融合領域ヒューマンヘルスケア学専攻学位審査実施要領

制 定 平成28年 4月 1日

(目的)

第1条 この要領は、山梨大学学位細則（以下「学位細則」という。）及び山梨大学大学院医工農学総合教育部博士課程医学工学融合領域学位審査要項（以下「学位審査要項」という。）に定めるもののほか、山梨大学大学院医工農学総合教育部博士課程医学工学融合領域ヒューマンヘルスケア学専攻の学位審査等について、必要な事項を定めることを目的とする。

(中間審査申請の提出書類)

第2条 学位審査要項第3条に規定する中間審査を申請する場合は、次の各号に掲げる書類を提出するものとする。

- (1) 学位論文中間審査申請書（別記様式第1号） 1部
- (2) 博士論文研究計画の概要（別記様式第2号） 1部

(外国語試問)

第3条 学位審査要項第44条及び第45条に規定する外国語試問に関する書類は次のとおりとする。

- (1) 外国語試問受験願（別記様式第3号）
- (2) 外国語試問合格証明書（別記様式第4号）

(課程博士の学位論文等の提出書類)

第4条 学位審査要項第11条の規定により学位論文の審査を願い出る場合は、次の各号に掲げる書類を提出するものとする。

- (1) 申請資格審査願（別記様式第5号の1） 1部
- (2) 履歴書（別記様式第6号） 1部
- (3) 在学証明書（所定様式） 1部
- (4) 成績証明書（所定様式） 1部
- (5) 博士論文審査願（別記様式第7号） 1部
- (6) 博士論文 7部
- (7) 論文目録（別記様式第8号） 7部
- (8) 論文内容要旨（別記様式第9号） 7部
- (9) 主指導教員の推薦書（任意様式） 1部
- (10) 参考論文がある場合は当該論文 7部
- (11) 学位論文公表承諾書（別記様式第16号）又は
学位論文限定公表申請書（別記様式第17号） 1部
- (12) 学位論文が共著論文である場合は当該承諾書（別記様式第10号） 1部
- (13) 学位論文が共著論文である場合は自己の担当部分についての報告書（任意様式） 7部

(論文博士の学位論文等の提出書類)

第5条 学位審査要項第49条の規定により、学位論文の審査を願い出る場合は、次の各号に掲げる書類を提出するものとする。

- (1) 申請資格審査願（別記様式第5号の2） 1部
- (2) 履歴書（別記様式第6号（課程博士と共通様式）） 1部
- (3) 最終学歴の卒業（修了）証明書（各大学等の定める様式） 1部
- (4) 研究歴証明書（任意様式） 1部
- (5) 外国語試問合格証明書（別記様式第4号） 1部
- (6) 学位申請書（別記様式第12号） 1部
- (7) 博士論文 1編（正本1部、副本7部）
- (8) 論文目録（別記様式第8号（課程博士と共通様式）） 7部

- | | |
|--|----|
| (9) 論文内容要旨（別記様式第9号（課程博士と共通様式）） | 7部 |
| (10) 主指導教員の推薦書（任意様式） | 1部 |
| (11) 参考論文がある場合は当該論文 | 7部 |
| (12) 学位論文公表承諾書（別記様式第16号） 又は
学位論文限定公表申請書（別記様式第17号） | 1部 |
| (13) 学位論文が共著論文である場合は当該承諾書（別記様式第10号（課程博士と共通様式）） | 1部 |
| (14) 学位論文が共著論文である場合は自己の担当部分についての報告書（任意様式） | 7部 |
| (15) 学位論文審査手数料 | |

（課程博士の在学期間短縮による修了の要件）

第6条 山梨大学大学院学則第39条に規定する「優れた研究業績を上げた者」とは、次の各号を満たす者であること。

- (1) 主論文は、広く世界に通用する雑誌に掲載又は受理されたものであり、その内容が学問的にも価値が特に高いものであること。
- (2) その専門分野では確立した高い評価のある雑誌に投稿し受理されている論文を一編以上参考論文として提出できる者、又は権威ある国際学会において特別講演、シンポジウム及びワークショップで研究発表を行った者。
- (3) 医学工学融合領域ヒューマンヘルスケア学専攻専門委員会が、特に優れた研究業績を上げたことを認めた者。

（課程博士の論文審査等の結果報告に関する提出書類）

第7条 学位審査要項第16条の規定により、博士論文審査等の結果の報告は、次の各号に掲げる書類を提出するものとする。

- (1) 博士論文審査の結果の要旨（別記様式第13号）
- (2) 最終試験の結果の要旨（別記様式第14号）

（学位の授与）

第8条 博士課程を修了する者に係る学位記の授与は、3月及び9月とする。

（その他の事項）

第9条 その他必要な事項は、ヒューマンヘルスケア学専攻専門委員会の議を経て、ヒューマンヘルスケア学専攻専門委員会が定める。

附 則

- 1 この要領は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、平成28年3月31日以前に山梨大学大学院医学工学総合教育部博士課程医学工学融合領域ヒューマンヘルスケア学専攻に入学し、引き続き在学する者については、従前の例による。
- 3 博士課程医学工学融合領域ヒューマンヘルスケア学専攻学位審査実施細則は廃止する。

○ 山梨大学大学院研究生細則

制定 平成28年2月24日

(趣旨)

第1条 この細則は、山梨大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第43条第2項の規定に基づき、山梨大学大学院（以下「大学院」という。）の研究生について必要な事項を定める。

(入学の時期)

第2条 研究生の入学の時期は、学年又は学期の始めとする。ただし、医工農学総合教育部の次の専攻については、月の始めに入学させることができる。

- | | |
|--------|--------------------------------------|
| 修士課程 | 生命医科学専攻
看護学専攻 |
| 4年博士課程 | 先進医療科学専攻
生体制御学専攻 |
| 3年博士課程 | ヒューマンヘルスケア学専攻
人間環境医工学専攻（生体環境学コース） |

(入学資格)

第3条 修士課程の研究生として入学することのできる者は、大学院学則第9条の規定に該当する者とする。

2 医工農学総合教育部4年博士課程の研究生として入学することのできる者は、大学院学則第10条の規定に該当する者とする。

3 医工農学総合教育部3年博士課程の研究生として入学することのできる者は、大学院学則第11条の規定に該当する者とする。

(入学の出願)

第4条 研究生として入学を志願しようとする者は、指導を受けようとする教員（以下「指導教員」という。）の承諾を得て、所定の期間内に次の各号に掲げる書類に検定料を添えて、教育学研究科又は医工農学総合教育部の長に願出するものとする。

- (1) 入学願書（所定の様式）
 - (2) 履歴書
 - (3) 最終学校の卒業証明書又は修了証明書
 - (4) 最終学校の成績証明書
 - (5) 健康診断書
 - (6) 推薦書（学校、企業等に勤務している者にあつては、その所属長の承認書）
 - (7) その他大学院が必要と認める書類
- 2 外国人は、前項に掲げる書類のほか、在留資格を証明できる書類を提出するものとする。ただし、国内に在留していない者は、入学後提出するものとする。

(入学者の選考)

第5条 研究生の選考は、それぞれ次の委員会又は教授会が行う。

- | |
|--------------|
| 教育学研究科 |
| 教育学研究科委員会 |
| 医工農学総合教育部 |
| 医工農学総合教育部教授会 |

(入学手続及び入学許可)

第6条 前条の規定により、研究生として選考された者は、所定の期日までに入学料及び授業料を納入するとともに、入学に必要な書類を提出しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。

(研究期間)

第7条 研究生の研究期間は、1年以内とする。ただし、第2条ただし書きの規定により入学した者については、入学年度を超えないものとする。

2 研究期間が満了しても、なお引き続き研究に従事することを希望する者は、指導教員の承諾を得て、教育学研究科又は医工農学総合教育部の長を経由し学長に願い出るものとする。

(退学)

第8条 研究生は、途中で退学しようとするときは、指導教員の承諾を得た後、教育学研究科長又は医工農学総合教育部長の確認を経て学長の許可を受けなければならない。

(検定料等)

第9条 検定料、入学料及び授業料に関し必要な事項は、別に定める。

2 納入した検定料、入学料及び授業料は返還しない。

3 研究に要する経費は、研究生の負担とすることがある。

(証明書の交付)

第10条 教育学研究科又は医工農学総合教育部の長は、指導教員の認定により研究証明書を交付することができる。

(除籍)

第11条 学長は、指導教員が研究生として適当でないと認めた場合は、教育学研究科長又は医工農学総合教育部長の確認を経て、これを除籍することができる。

(諸規則等の準用)

第12条 この細則に定めるもののほか、大学院学則その他学内諸規則の学生に関する規程は、研究生にこれを準用する。

附 則

1 この細則は、平成28年4月1日から施行する。

2 前項の規定にかかわらず、施行日前に医学工学総合教育部に在学する者については、従前の例による。

3 山梨大学大学院研究生規程（平成16年4月1日制定）は廃止する。

○ 山梨大学大学院医工農学総合教育部修士課程生命医科学専攻及び修士課程看護学専攻長期履修学生制度細則

制 定 平成28年 4月 1日

(趣旨)

第1条 この細則は、山梨大学大学院学則（以下、「学則」という。）第19条の2の規定に基づき、山梨大学大学院医工農学総合教育部修士課程生命医科学専攻及び看護学専攻（以下「修士」という。）の長期履修学生について、必要な事項を定める。

(対象学生)

第2条 長期履修学生は、職業を有している等の理由により学則第18条第1項に規定する標準修業年限（以下「標準修業年限」という。）を超え、一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し、修了することを希望する者を対象とする。

(長期履修期間)

第3条 長期履修学生の履修期間は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 入学者のうち長期履修学生として認められた者については、標準修業年限を含めて3年又は4年とする。
- (2) 在学途中から長期履修学生として認められた者については、標準修業年限の未修学年数の2倍に相当する年数以内とする。
- (3) 学年の途中から長期履修学生となることはできない。

(申請の手続き)

第4条 長期履修を希望する者は、次の各号に掲げる書類を学長に提出するものとする。

- (1) 長期履修学生申請書（別紙様式1）
- (2) 在職等証明書（様式は定めない）

2 前項各号に定める書類の提出期間は、原則として次の各号に掲げる日までとする。

- (1) 入学資格を有する者は、原則として入学手続き時に、前項に規定する書類を提出するものとする。
- (2) 在学生で希望する者は、長期履修開始前の2月末日までとする。

(長期履修期間の変更)

第5条 許可された長期履修期間の延長又は短縮は1回限りとし、希望する者は適用前の2月末日までに、長期履修期間変更申請書（別紙様式2）を学長に提出しなければならない。

(在学年限)

第6条 長期履修学生の在学年限は、許可された長期履修期間に2年を加えた年数を超えることができない。

(許可)

第7条 長期履修の可否については、山梨大学大学院医工農学総合教育部教授会（以下「教育部教授会」という。）の議を経て、学長が決定する。

(授業料の額)

第8条 長期履修学生の授業料の年額は、次の各号のとおりとする。

- (1) 履修期間3年 国立大学法人山梨大学授業料等に関する規程（以下「授業料等に関する規程」という。）に定める年額の3分の2
- (2) 履修期間4年 授業料等に関する規程に定める年額の4分の2
- (3) 長期履修期間を終了した後、なお在学する者は授業料等に関する規程に定める年額
- (4) 10円未満の端数がある場合は、これを切り上げる。

2 第5条の規定により長期履修期間の短縮を認めたときは、本来納付すべき授業料の総額から、既に納付した授業料の合計額を差引いた金額を、残りの期間に応じ分割して徴収するものとする。

3 長期履修学生が退学するときは、本来納付すべき授業料の総額から既に納付済みの授業料の合計額を差引いた金額を、退学時に徴収するものとする。

(資格の喪失)

第9条 長期履修学生としての資格を喪失した場合は、速やかにその旨を学長に申し出なければならない。

(雑則)

第10条 この細則に定めるもののほか、長期履修学生について必要な事項は、教育部教授会が別に定める。

附 則

- 1 この細則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、平成28年3月31日以前に山梨大学大学院医学工学総合教育部に入学し、引き続き在学する者については、従前の例による。
- 3 山梨大学大学院医学工学総合教育部修士課程生命医科学専攻及び修士課程看護学専攻長期履修学生制度要項（平成18年7月19日制定）は廃止する。

山梨大学大学院医工農学総合教育部修士課程生命医科学専攻及び
看護学専攻長期履修申請書

山 梨 大 学 長 殿

(申請者)

専 攻 名 _____

学籍番号 _____

氏 名 _____

下記により、長期履修を申請します。

1 長期履修を必要とする理由

2 指導教員の意見

指導教員氏名 _____ 印

3 長期履修の期間

平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日 (年間)

(入学者は、標準修業年限を含め、3年又は4年間とする。)

(在学者は、標準修業年限の未修学年数の2倍に相当する年数内とする。)

山梨大学大学院医工農学総合教育部修士課程生命医科学専攻及び
看護学専攻長期履修期間変更申請書

山 梨 大 学 長 殿

(申請者)

専 攻 名 _____

学籍番号 _____

氏 名 _____

下記により、長期履修の期間変更（ 延長 ・ 短縮 ）を申請します。

1 長期履修の期間変更を必要とする理由

2 指導教員の意見

指導教員氏名 _____ 印

3 当初認定された長期履修期間

平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日 （ 年間）

4 変更定の長期履修期間

平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日 （ 年間）

○山梨大学大学院医工農学総合教育部博士課程医学工学融合領域ヒューマンヘルスケア学専攻長期履修学生制度細則

制 定 平成28年 4月 1日

(趣旨)

第1条 この細則は、山梨大学大学院学則（以下「学則」という。）第19条の2の規定に基づき、山梨大学大学院医工農学総合教育部博士課程医学工学融合領域ヒューマンヘルスケア学専攻（以下「ヒューマンヘルスケア学専攻」という。）の長期履修学生について、必要な事項を定める。

(対象学生)

第2条 長期履修学生は、職業を有している等の理由により学則第18条第4項に規定する標準修業年限（以下「標準修業年限」という。）を超え、一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し、修了することを希望する者を対象とする。

(長期履修期間)

第3条 長期履修学生の履修期間は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 入学者のうち長期履修学生として認められた者については、標準修業年限を含めて4年、5年又は6年とする。
- (2) 在学途中から長期履修学生として認められた者については、標準修業年限の未修学年数の2倍に相当する年数内とする。
- (3) 学年の途中から長期履修学生となることはできない。

(申請の手続き)

第4条 長期履修を希望する者は、次の各号に掲げる書類を学長に提出するものとする。

- (1) 長期履修学生申請書（別紙様式1）
- (2) 在職等証明書（様式は定めない）

2 前項各号に定める書類の提出期間は、原則として次の各号に掲げる日までとする。

- (1) 入学資格を有する者は、原則として入学手続き時に、前項に規定する書類を提出するものとする。
- (2) 在学生で希望する者は、長期履修開始前の2月末日までとする。

(長期履修期間の変更)

第5条 許可された長期履修期間の延長又は短縮は1回限りとし、希望する者は適用前の2月末日までに、長期履修期間変更申請書（別紙様式2）を学長に提出しなければならない。

(在学年限)

第6条 長期履修学生の在学年限は、許可された長期履修期間に3年を加えた年数を超えることができない。

(許可)

第7条 長期履修の可否については、山梨大学大学院医工農学総合教育部教授会（以下「教育部教授会」という。）の議を経て、学長が決定する。

(授業料の額)

第8条 長期履修学生の授業料の年額は、次の各号のとおりとする。

- (1) 履修期間4年 国立大学法人山梨大学授業料等に関する規程（以下「授業料等に関する規程」という。）に定める年額の4分の3
- (2) 履修期間5年 授業料等に関する規程に定める年額の5分の3
- (3) 履修期間6年 授業料等に関する規程に定める年額の6分の3
- (4) 長期履修期間を終了した後、なお在学する者は授業料等に関する規程に定める年額
- (5) 10円未満の端数がある場合は、これを切り上げる。

2 第5条の規定により長期履修期間の短縮を認めたときは、本来納付すべき授業料の総額から既に納付した授業料の合計額を差引いた金額を、残りの期間に応じ分割して徴収するものとする。

3 長期履修学生が退学するときは、本来納付すべき授業料の総額から既に納付済みの授業料の合計額を差引いた金額を、退学時に徴収するものとする。

(資格の喪失)

第9条 長期履修学生としての資格を喪失した場合は、速やかにその旨を学長に申し出なければならない。

(雑則)

第10条 この細則に定めるもののほか、長期履修学生について必要な事項は、教育部教授会が別に定める。

附 則

- 1 この細則は、平成28年4月1日から実施する。
- 2 前項の規定にかかわらず、平成28年3月31日以前に山梨大学大学院医学工学総合教育部に入学し、引き続き在学する者については、従前の例による。
- 3 山梨大学大学院医学工学総合教育部博士課程ヒューマンヘルスケア学専攻長期履修学生制度要項（平成19年7月25日制定）は廃止する。

山梨大学大学院医工農学総合教育部博士課程医学工学融合領域
ヒューマンヘルスケア学専攻長期履修申請書

山 梨 大 学 長 殿

(申請者)

専 攻 名 _____

学籍番号 _____

氏 名 _____

下記により、長期履修を申請します。

1 長期履修を必要とする理由

2 指導教員の意見

指導教員氏名 _____ 印

3 長期履修の期間

平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日 (年間)

(入学者は、標準修業年限を含め、4年・5年又は6年間とする。)

(在学者は、標準修業年限の未修学年数の2倍に相当する年数内とする。)

山梨大学大学院医工農学総合教育部博士課程医学工学融合領域
ヒューマンヘルスケア学専攻長期履修期間変更申請書

山 梨 大 学 長 殿

(申請者)

専 攻 名 _____

学籍番号 _____

氏 名 _____

下記により、長期履修の期間変更（ 延長 ・ 短縮 ）を許可くださるようお願いいたします。

1 長期履修の期間変更を必要とする理由

2 指導教員の意見

指導教員氏名 _____ 印

3 当初認定された長期履修期間

平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日 (年間)

4 変更予定の長期履修期間

平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日 (年間)

各委員会申合せ事項

・学位論文中間審査について

中間審査委員会5名以上のうち、主指導教員以外に2名を限度として指導教員グループの教員（副指導教員）を含める。

① 中間審査申請資格

- ・ 博士課程に1年以上在学している者
- ・ 12単位以上修得または修得見込みの者

② 申請時期

2年次以降、特に申請の時期は設けず、随時申請できる。

③ 申請書類

- ・ 学位論文中間審査申請書
- ・ 博士論文研究計画の概要

（研究課題、目的・動機・意義、研究方法、研究の進捗状況、研究課題に関する文献リスト等を記載事項とし、A4レポート用紙10枚程度にまとめ、「平成〇〇年度 ヒューマンヘルスケア学専攻博士論文研究計画概要」と「氏名」を記入した表紙をつける。）

- ・ これまでの取り組み状況の成果
（発表済文献、学会発表のプログラム等）
- ・ 成績証明書

④ 審査方法

＜中間発表会＞ 実施時期 随時
発表時間 20分
質疑応答 30分
発表方法 プレゼンテーション（資料を配布する）

＜中間審査方法＞ 申請者と中間審査委員との非公開にて行う。

＜審査結果報告書提出期限＞

3月末日又は9月末日までに融合領域委員会に報告

（平成16年7月28日第4回大学院博士課程ヒューマンヘルスケア学委員会 承認）
（平成22年2月19日第8回大学院博士課程ヒューマンヘルスケア学委員会 承認）

・ヒューマンヘルスケア学特別演習報告書の提出について

- ① ヒューマンヘルスケア学特別演習を履修した学生は、当該年度内に概要をまとめて演習報告書として担当教員に提出する。
- ② 担当教員は、演習実施状況と演習報告書によって評価し、その結果を学務課大学院担当に提出する。

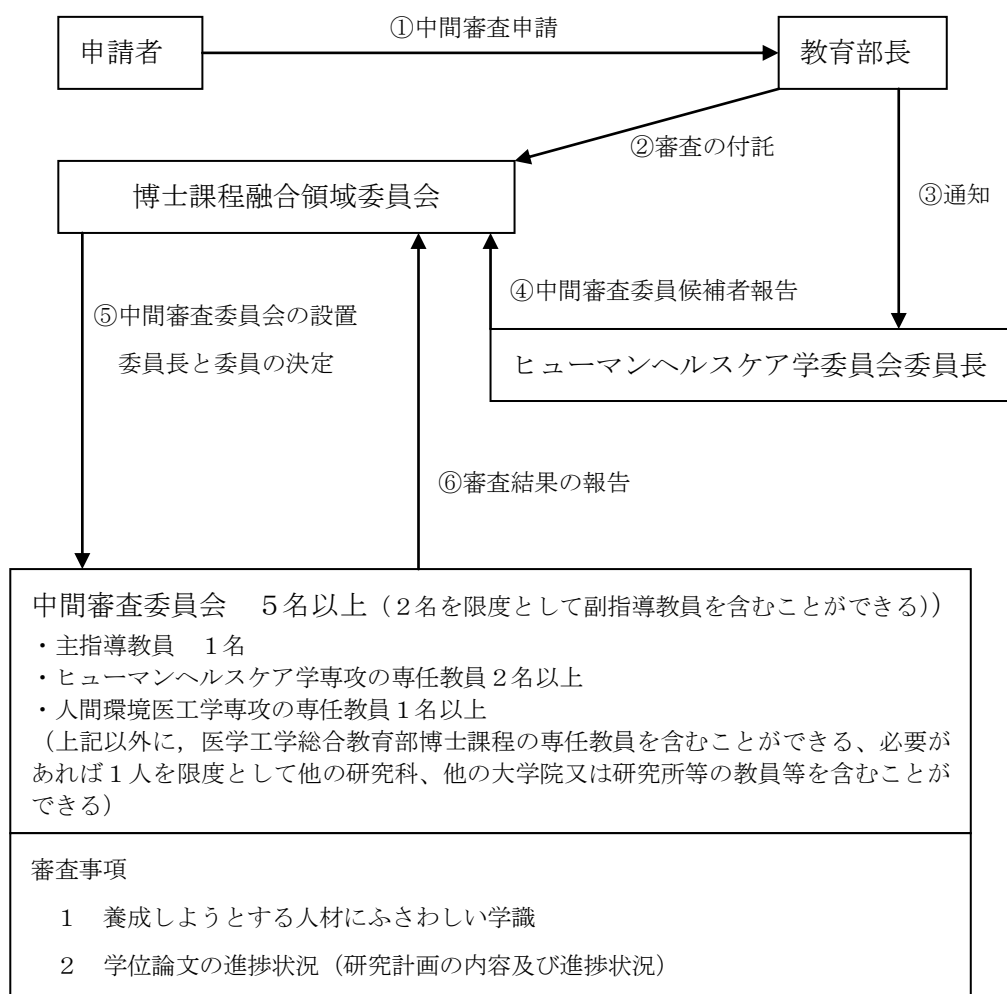
（平成16年7月28日第4回大学院博士課程ヒューマンヘルスケア学委員会承認）

学位論文中間審査の流れについて

1. 中間審査申請資格＜融合領域学位論文審査要項第2条＞

- ・ 博士課程に1年以上在学
- ・ 12単位以上修得または修得見込みの者

2. 中間審査フローチャート＜融合領域学位論文審査要項第3条～7条＞



（平成16年7月28日第4回大学院博士課程ヒューマンヘルスケア学委員会 承認）

（平成22年2月19日第8回大学院博士課程ヒューマンヘルスケア学委員会 承認）